

(案)

第2期

郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン

(案)

R1.12.13 時点

2020（令和2）年〇月

郡 山 市

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって..... 1

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画の対象
- 6 計画の策定体制

第 2 章 現状と課題..... 1

- 1 郡山市の状況
- 2 郡山市の課題

第 3 章 計画の基本理念、基本目標..... 1

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 基本目標
- 4 横断的取組
- 5 施策の体系

第 4 章 施策の展開..... 1

- 基本目標Ⅰ 人と人がつながり、みんなで子どもたちを育むまち
- 基本目標Ⅱ 子どもたちの笑顔があふれ、未来への夢を育むまち
- 基本目標Ⅲ 一人ひとりの個性を伸ばし、全ての子どもが輝くまち
- 基本目標Ⅳ 子どもたちが学びたいことを楽しく学び、地域で活躍するまち
- 基本目標Ⅴ 親子が健康で生きいきと暮らせるまち
- 基本目標Ⅵ 子どもたちが安心して快適に暮らせるまち
- 基本目標Ⅶ 子育てしやすい環境が整うまち
- 横断的取組 子どもの貧困対策

第5章 本市の数値目標等..... 1

- 1 教育・保育提供区域について
- 2 教育・保育の量の見込み及び確保方策
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

第6章 計画の推進..... 1

- 1 計画の進捗管理・評価方法
- 2 関係機関との連携強化



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT※1、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータ※2といった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、2012（平成24）年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、2015（平成27）年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、2015（平成30）年4月時点の全国の待機児童数は1万9,895人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では2017（平成29）年6月に『子育て安心プラン』を公表し、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備し、2020（令和2）年度末までに待機児童0人を目指すとともに、2019（令和元）年10月からは、「幼児教育・保育の無償化」の実施により、少子化対策を推進することとしています。

また、小学生においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、2018（平成30）年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、2021（令和3）年度末までに放課後児童クラブにおける待機児童0人を目指すとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験

活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

※1 IoT…Internet of Things の略。あらゆるものがインターネットを通じて接続され、モニタリングやコントロールを可能にするといった概念

※2 ビッグデータ…膨大かつ多様で複雑なデジタルデータ

2 計画策定の趣旨

本市においては、『子ども・子育て支援法』に基づき、2015（平成27）年3月に『郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』を策定し、様々な子育て支援に取り組んできました。

2018（平成30）年2月には、従来の市民意識調査やパブリックコメントはもとより、無作為抽出した市民の皆様が参加した市民会議「あすまち会議」において話し合われた「想い」や「願い」、そして、将来起こり得る予見可能性の高い課題に対して、バックキャスト^{※3}の視点を取り入れた本市の最上位計画、「郡山市まちづくり基本指針」を策定し、将来都市構想「みんなの想いや願いを結び、未来（あす）へとつながるまち 郡山」の実現に向けて、各分野における具体的な取組項目と達成目標を定め、スピード感を持って取り組んでいます。

この指針では、将来都市構想を実現するため、5つの大綱と横断的取組・基盤的取組を整理し、分野別将来構想を定めており、その大綱Ⅲにおいて「学び育む子どもたちの未来」を掲げ、「郡山市人口ビジョン」で定める「子育て世代の社会移動率」及び「合計特殊出生率」の段階的改善に向けた率先的な取り組みを進め、子育て環境の更なる整備を目指すとともに、学校教育へのタブレット端末活用や英語教育の早期導入などによる「付加価値の高い人材」の育成と次の時代を見据えた教育の充実を目指しています。

この度、『郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』が2019（令和元）年度で最終年度を迎えることから、市民の「想い」と「願い」が詰まった「郡山市まちづくり基本指針」を基盤とし、これまで本市が取り組んできた各種施策を、社会情勢の変化に対応した、地域に根差す子育て支援施策として総合的かつ計画的に推進することで、地域社会が一体となって、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者等を支援できるよう『第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』を策定し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

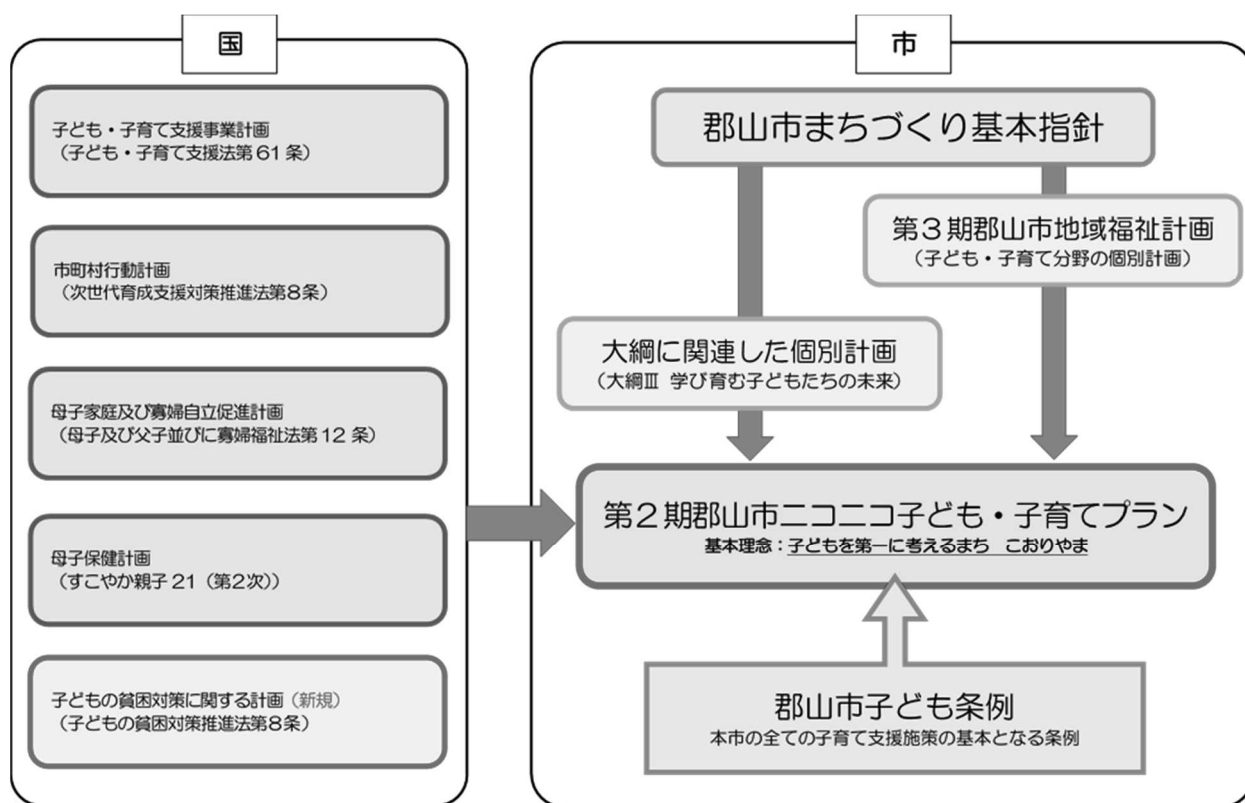
※3バックキャスト…目標となる未来を定めて、そこを起点に現在を振り返り、いま何をすべきか考える未来起点の発想

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

また、本計画は「郡山市まちづくり基本指針」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画であると同時に、保健福祉分野の理念計画である「郡山市地域福祉計画」の個別計画でもあります。

あわせて、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」やすこやか親子21（第2次）による「母子保健計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法による「自立促進計画」としても位置づけており、第2期からは、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「子どもの貧困対策推進法」といいます。）による「子どもの貧困対策計画」としても位置づけています。



4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年間を1期とした事業計画を定めるものとされていることから、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までを計画期間とします。

2015（平成27）年度～2019（令和元）年度	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン	第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン				

5 計画の対象

本計画は、概ね18歳までの子どもとその家族、妊婦及び妊娠を希望する人並びに地域社会を構成するすべての人を対象とします。

6 計画の策定体制

（1）市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料とするため、「子育てしやすい環境づくりアンケート」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

①調査対象

郡山市在住の就学前児、就学児を無作為抽出

②調査期間・方法

2018（平成30）年12月27日～2019（平成31）年1月15日

郵送による配布・回収

③回収状況

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
就学前児の保護者	3,000 通	1,429 通	47.6%
小学生の保護者	2,000 通	1,043 通	52.2%

(2) ひとり親世帯等への調査の実施

今期から本計画に盛り込まれる「子どもの貧困対策計画」の基礎資料とすること、より効果的なひとり親世帯等への支援を検討するためのバックデータとするため、児童扶養手当の現況届提出の時期に合わせ、ひとり親世帯等の収入状況や、いま抱えている不安などの把握を行いました。

①調査対象

郡山市内に居住する児童扶養手当受給資格を有する世帯等

②調査期間・方法

2019（令和元）年8月1日～8月31日

現況届提出時に直接配布・回収

③回収状況

配 布 数	回答者数	回答率
2,823 通	1,669 通	59.1%

(3) 郡山市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び学識経験者等で構成する「郡山市子ども・子育て会議」において、計画の内容を協議しました。

(4) パブリックコメントの実施

2019（令和元）年12月～2020（令和2）年1月までパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



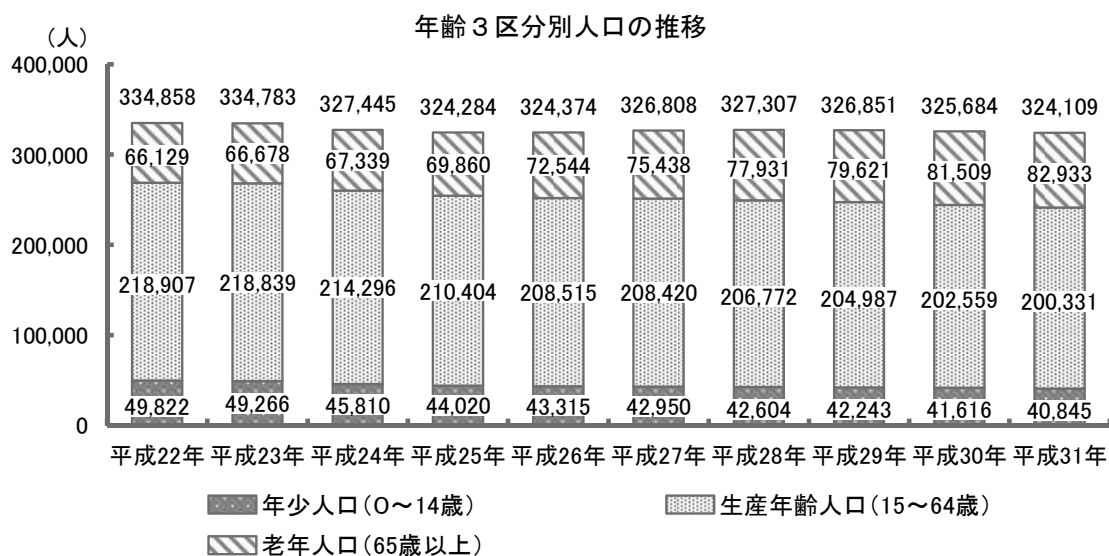
第2章 現状と課題

1 郡山市の現状

(1) 人口の状況

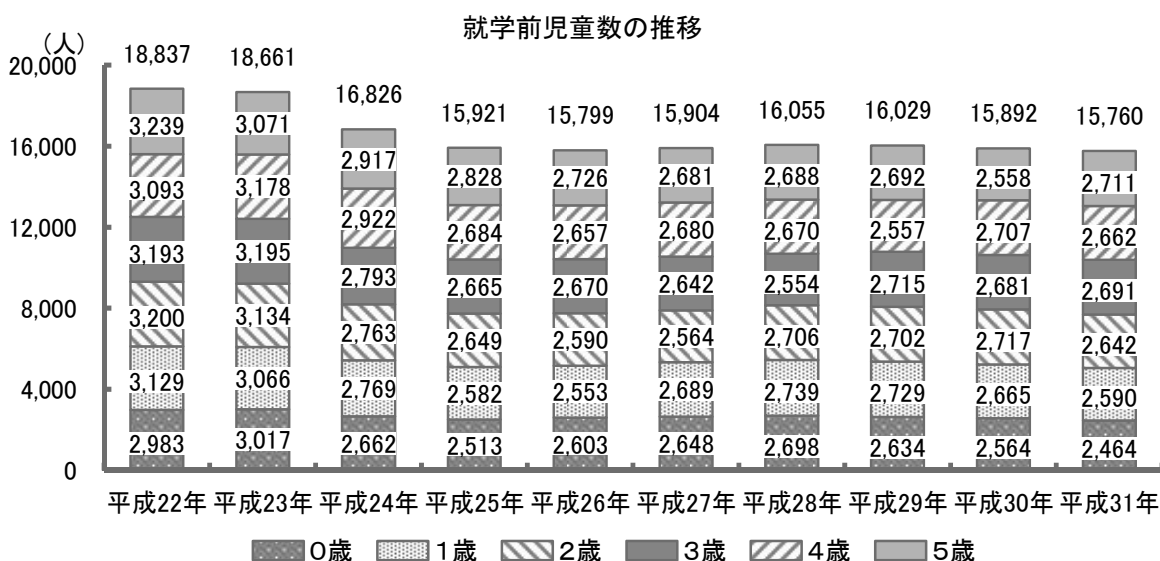
① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は東日本大震災以前から減少傾向にあり、一旦増加に転じましたが、再び減少しています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



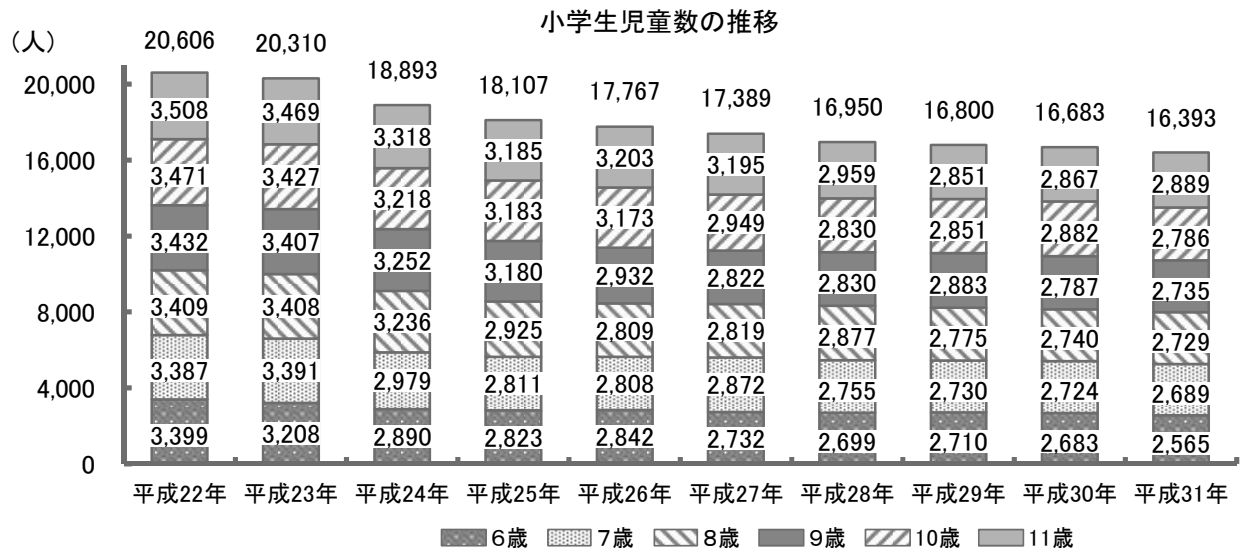
② 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳までの子どもの人口は東日本大震災後大きく減少し、一旦増加に転じましたが、再び減少しています。



③ 年齢別小学生数の推移

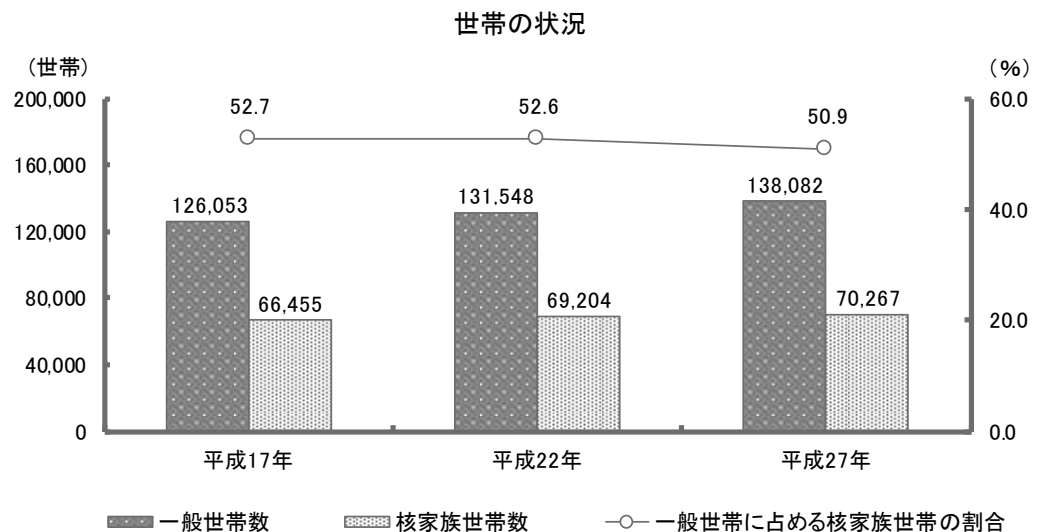
本市の6歳から11歳までの子どもの人口は東日本大震災後大きく減少し、その後も引き続き減少しています。



（２）世帯の状況

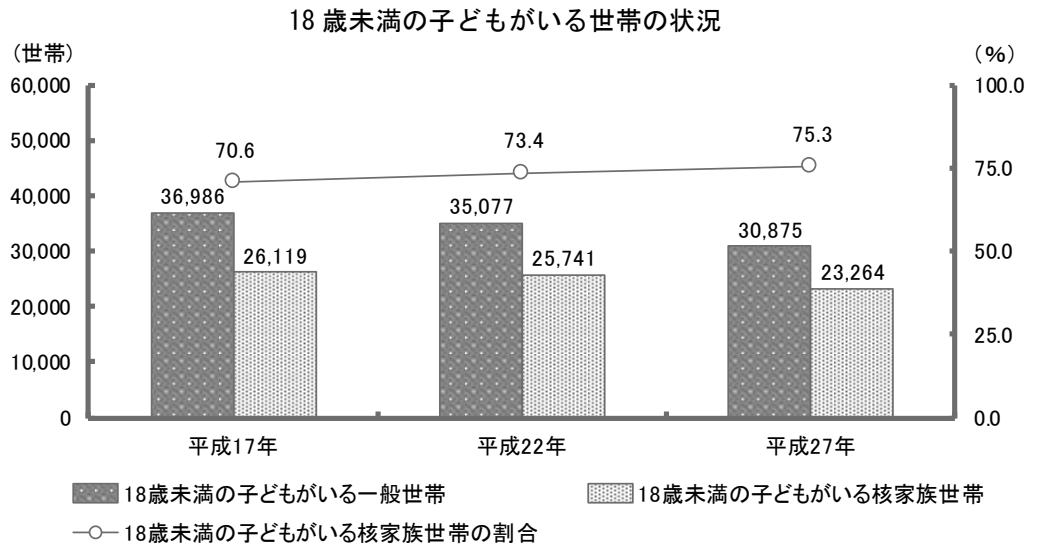
① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は増加傾向にあり、平成27年で70,267世帯となっています。一方、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、減少傾向にあります。



② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

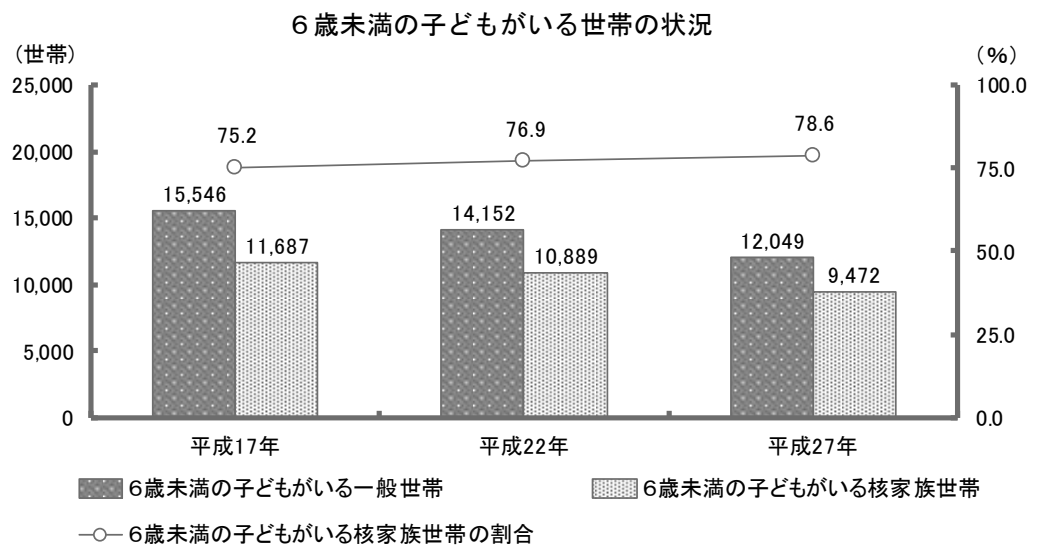
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で30,875世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数も減少していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

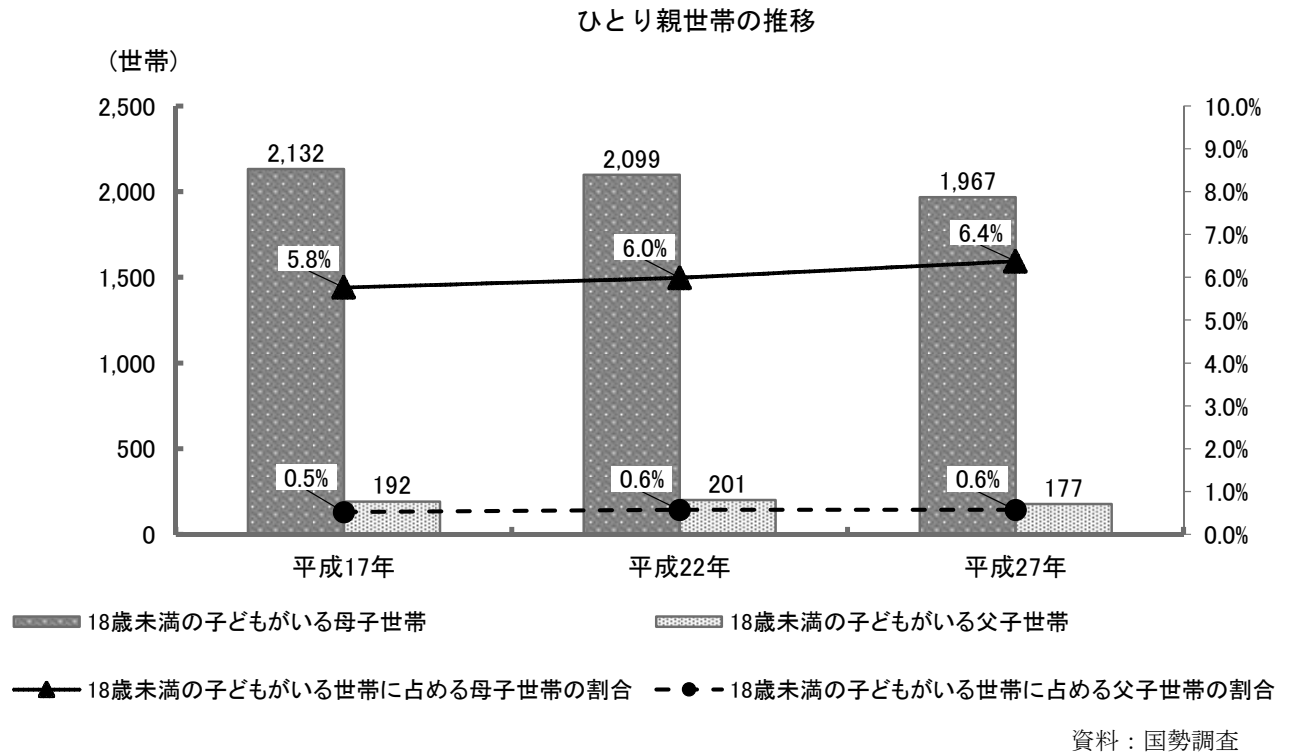
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で12,049世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数も減少していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

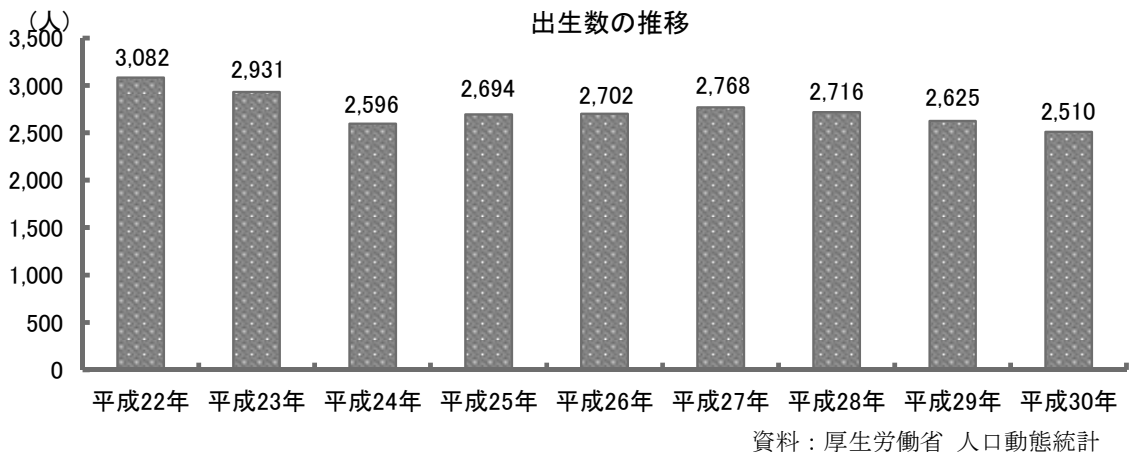
本市の 18 歳未満の子どもがいる母子世帯数は減少しておりますが、子どもがいる世帯に占める割合は増加しています。また、18 歳未満の子どもがいる父子世帯数は平成 17 年から平成 22 年にかけて増加し、その後減少しています。



(3) 出生の状況

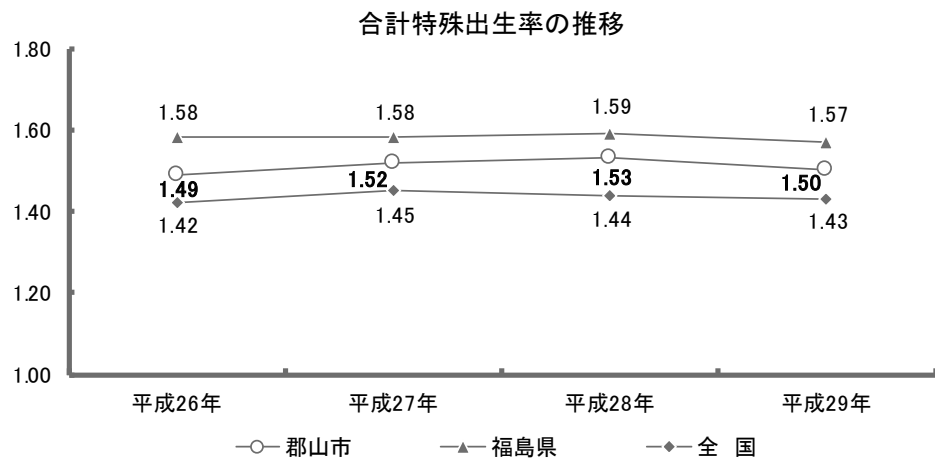
① 出生数の推移

本市の出生数は、東日本大震災後の平成 24 年に過去最低となる 2,596 人となり、その後上昇に転じましたが、平成 28 年から減少に転じ、平成 30 年には 2,510 人と再び過去最低の出生数となっています。



② 合計特殊出生率の推移

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は平成 26 年から平成 28 年にかけて増加し、その後減少しており、平成 29 年で 1.50 となっています。また、全国と比較すると高いですが、県と比べて低い値で推移しています。

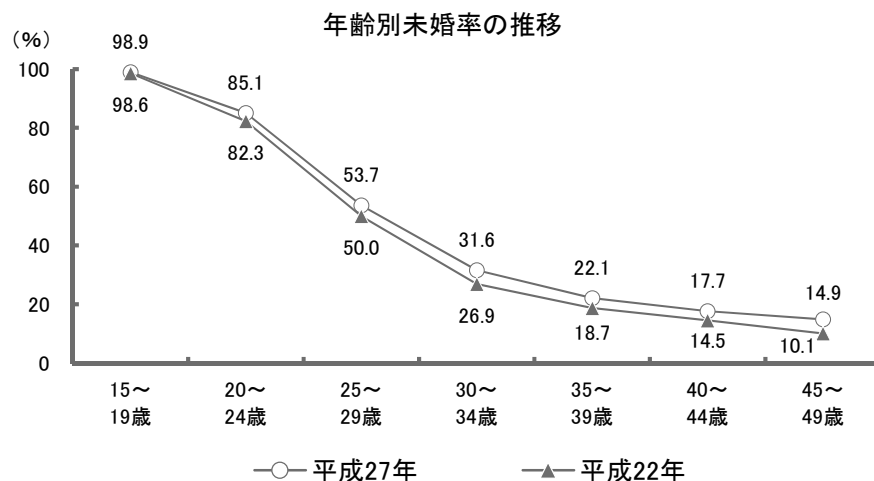


資料：厚生労働省 人口動態統計

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

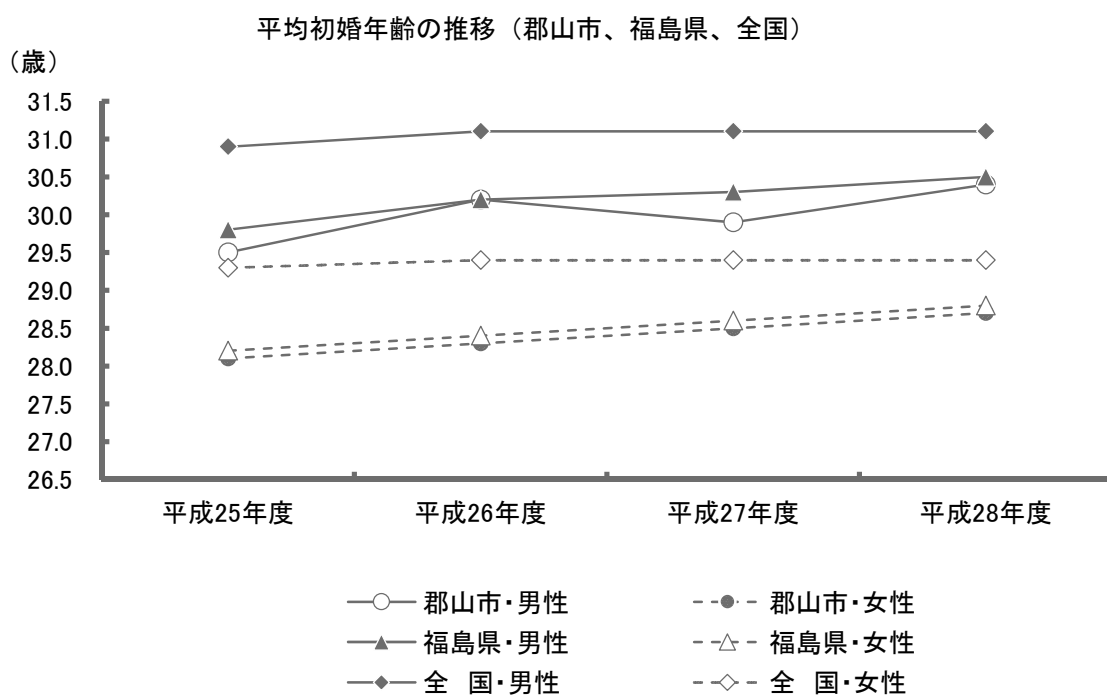
本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成 22 年に比べ平成 27 年では、全年齢において増加傾向にあり、特に 35 歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。



資料：厚生労働省 人口動態統計

② 平均初婚年齢の推移

本市の平均初婚年齢の推移をみると、男性は増減を繰り返しながら増加傾向となっており、女性は緩やかに増加しています。全国、県と比較すると、男女ともに初婚年齢は早い傾向となっています。



単位：歳

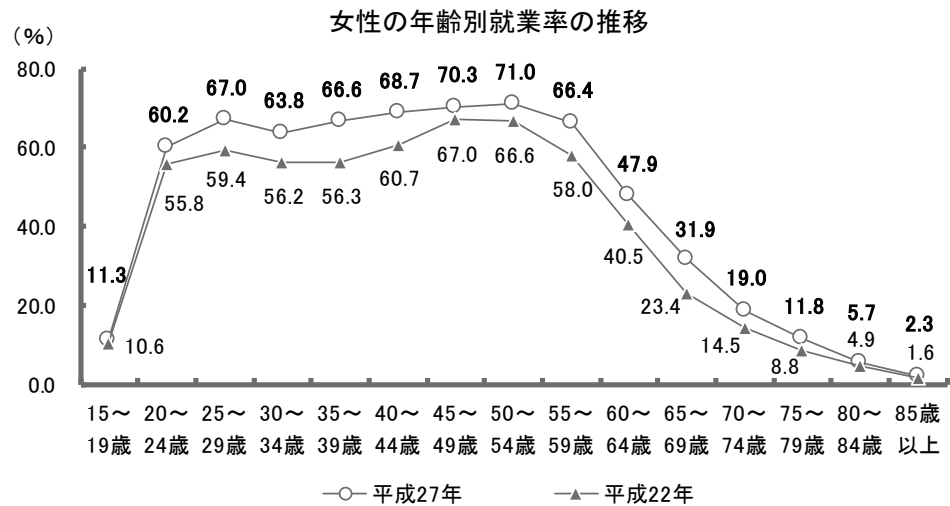
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
郡山市・男性	29.5	30.2	29.9	30.4
福島県・男性	29.8	30.2	30.3	30.5
全 国・男性	30.9	31.1	31.1	31.1
郡山市・女性	28.1	28.3	28.5	28.7
福島県・女性	28.2	28.4	28.6	28.8
全 国・女性	29.3	29.4	29.4	29.4

資料：保健所総務課

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

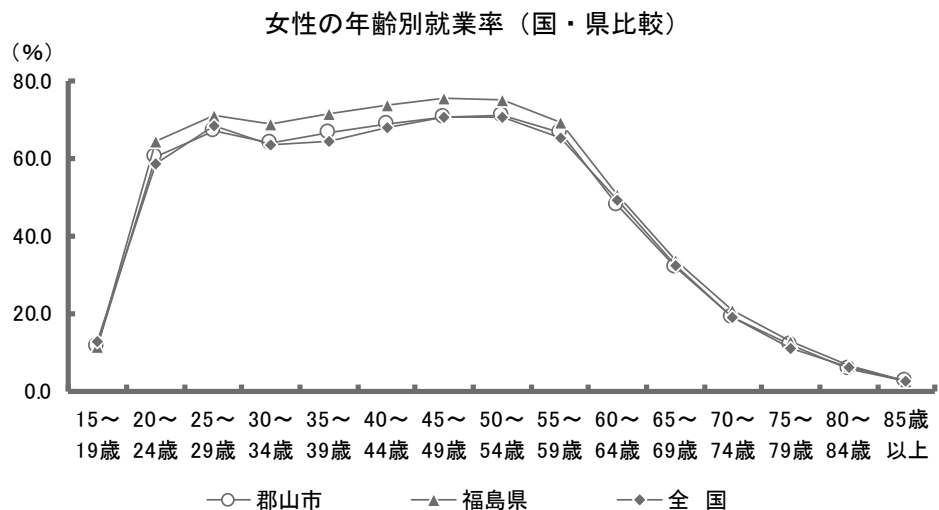
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加する M 字カーブを描いています。落ち込みの大きい 30～39 歳の就業率は平成 22 年に比べ平成 27 年で上昇し、近年では M 字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

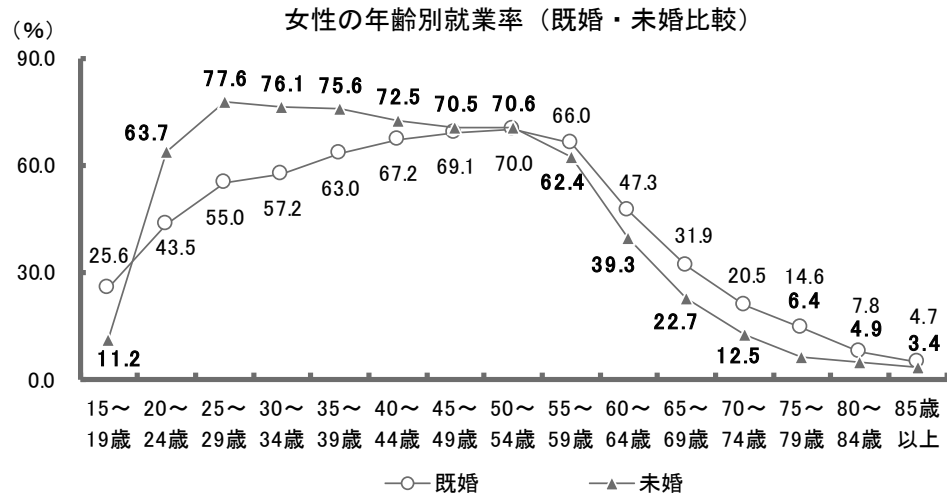
本市の平成 27 年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、全国よりは高い傾向にあるものの、福島県よりは低くなっています。



資料：国勢調査（平成 27 年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

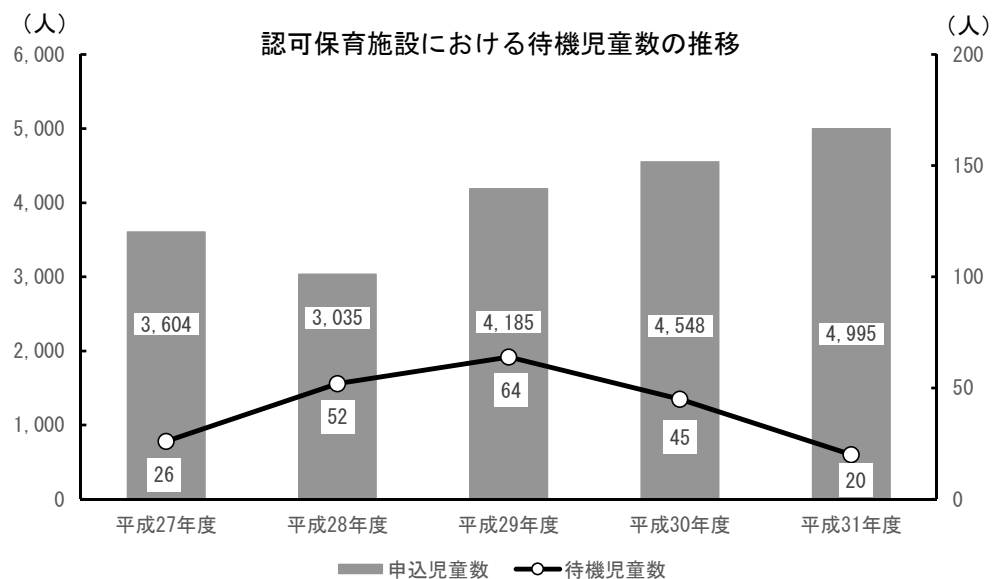
本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



（6）待機児童の状況

本市の、認可保育施設への申込児童数は増加傾向にある一方、待機児童数は平成29年度をピークに減少しており、平成31年度では、平成29年度と比べて1/3程度になっています。

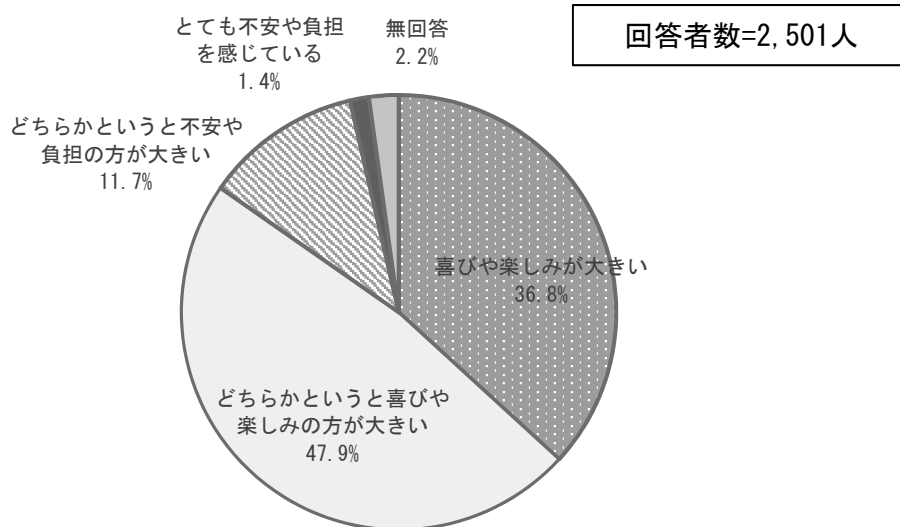
ここでいう待機児童数とは、「保育所等に入れなかった子どものうち、国で定める基準（他の施設に空きがあるが特定の施設のみを希望している等）に該当する児童を除いた児童数」を言います。



(7) 子育てに関する状況・・・・・・・・

①子育てに関する意識

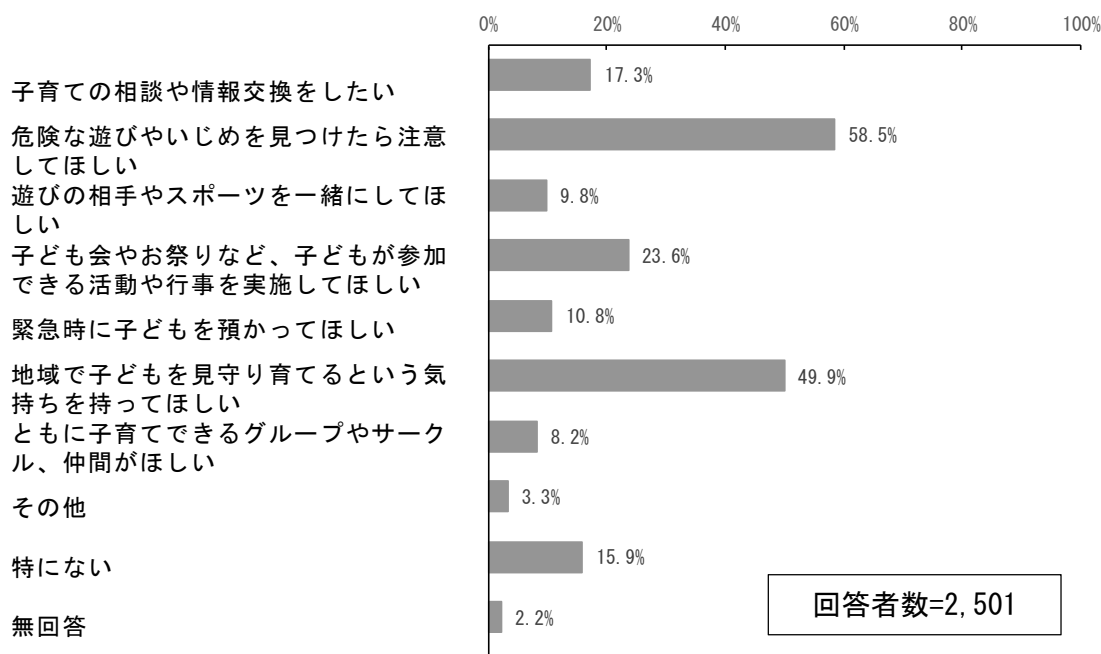
子育て世帯の8割以上が、子育てに対して「喜びや楽しみ」を感じている一方で、1割程度が「不安や負担」を感じています。



資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成30年）

②子育て世帯が地域に求めること

子育て世帯の58.5%が地域の人に「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」と思っており、次いで49.9%が「地域で子どもを見守り育てるという気持ちを持ってほしい」と思っています。



資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成30年）

③市が実施している子育て支援について

アンケート調査によると、本市の様々な子育て支援のうち満足している取組として、就学前児童の保護者では「子どもが安心して遊べる施設の整備」が24.6%、小学生の保護者では「放射性物質・放射線対策」が21.3%と最も高くなっています。

逆に満足していない取組としては、就学前児童の保護者では「保育所や幼稚園などの費用負担」が29.9%、小学生の保護者では「子どもが安心して遊べる施設の整備」が22.1%と最も高くなっています。

また、重要だと思う取組としては、就学前児童の保護者では、満足していない取組同様「保育所や幼稚園などの費用軽減」が49.0%、小学生の保護者では「子どもの健全育成」が24.9%と最も高くなっています。

区分	上位3つの取組	
	就学前児童（回答者数=1,428人）	小学生（回答者数=1,073人）
満足している取組	子どもが安心して遊べる施設の整備 24.6%	放射性物質・放射線対策 21.3%
	母親や子どもの健康確保 15.8%	子どもが安心して遊べる施設の整備 15.5%
	子育てに関する情報の提供 15.0%	母親や子どもの健康確保 13.0%
満足していない取組	保育所や幼稚園などの費用軽減 29.9%	子どもが安心して遊べる施設の整備 22.1%
	待機児童の解消 21.3%	保育所や幼稚園などの費用軽減 18.9%
	子どもが安心して遊べる施設の整備 19.2%	仕事と子育ての両立の推進 14.6%
重要だと思う取組	保育所や幼稚園などの費用軽減 49.0%	子どもの健全育成 24.9%
	待機児童の解消 37.9%	子どもの安全の確保 24.4%
	子どもが安心して遊べる施設の整備 22.3%	待機児童の解消 19.9%

資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成30年）

2 郡山市の課題

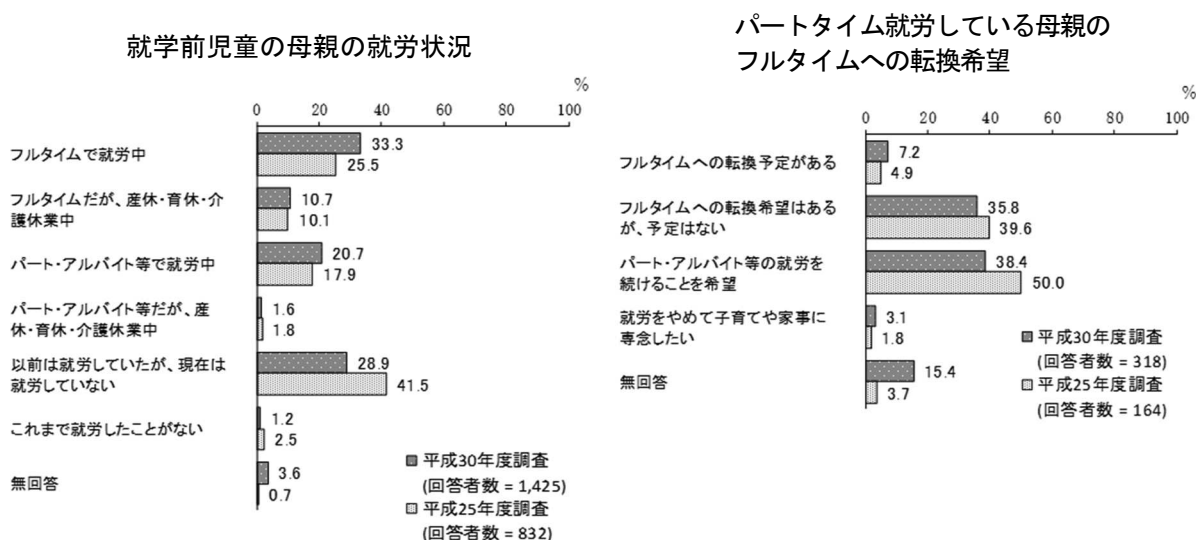
(1) 保育についての課題・・・・・・・・

国においては、「子育て安心プラン」において、2020（令和2）年度末までに待機児童の解消を目指しています。本市においても、2019（平成31）年4月1日現在の待機児童は20名となっており、その対策が急務となっています。

アンケート調査では、2018（平成30）年と2013（平成25）年に実施したアンケート結果を比較すると、母親のフルタイム就労が増加しています。

また、就学前児童をもつ母親の約9割は、これまでなんらかの就労をしており、パートタイム就労している母親の4割はフルタイムへの転換希望があります。こうした就労状況の変化に伴う保護者のニーズの変化がうかがえます。

子どもの人口は減少しており、今後も減少が予想されていますが、保護者の就労状況の変化等により保育のニーズは増加している状況です。今後も保護者の就労状況の変化を踏まえ、適切に教育・保育ニーズの量の確保を行うことが必要です。



資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成30年）

(2) 放課後の児童の居場所についての課題・・・・・・・・

国では、「新・放課後子ども総合プラン」において、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれる中、「小1の壁」を打破するため、放課後児童クラブの受け皿の整備を目標として掲げています。

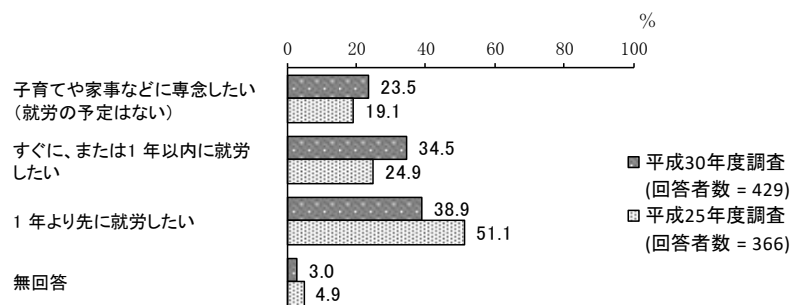
同プランでは、放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後地域子ども教室を一体的に又は連携して実施することを目ざしており、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、子どもの主体性を尊重し、自主性、社会性等のより一層の向上を図ることが求められています。

アンケート調査では、就学前の未就労の母親の就労希望は約7割となっており、共働き家庭の増加による放課後児童クラブの利用希望が高まることが考えられます。

放課後の過ごし方について、就学前児童で5歳以上の子どもを持つ保護者では「市が行っている放課後児童クラブ」を希望する割合が低学年で3割半ば、高学年で1割半ばとなっており、放課後児童クラブの適切なニーズを把握し、整備していく必要があります。

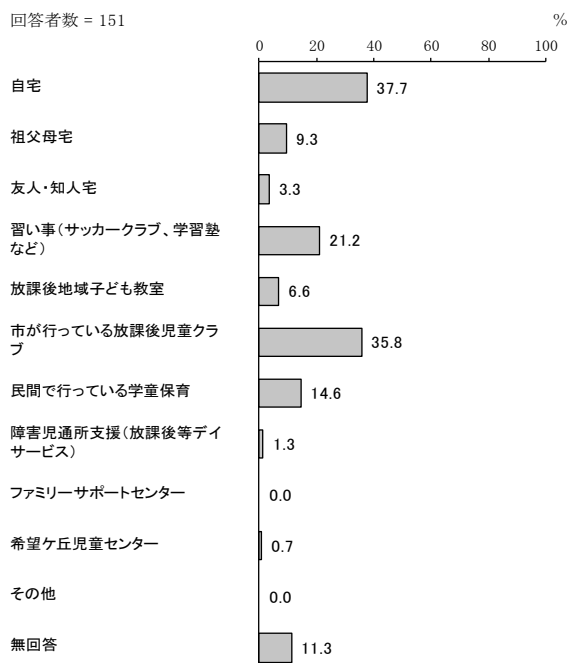
あわせて、様々な人との交流、地域との関わりを通して、子どもが社会性を身につけられるよう、多様な体験・活動・交流ができる機会を提供することが必要です。

就学前児童の母親で「現在未就労」と回答した方の就労希望



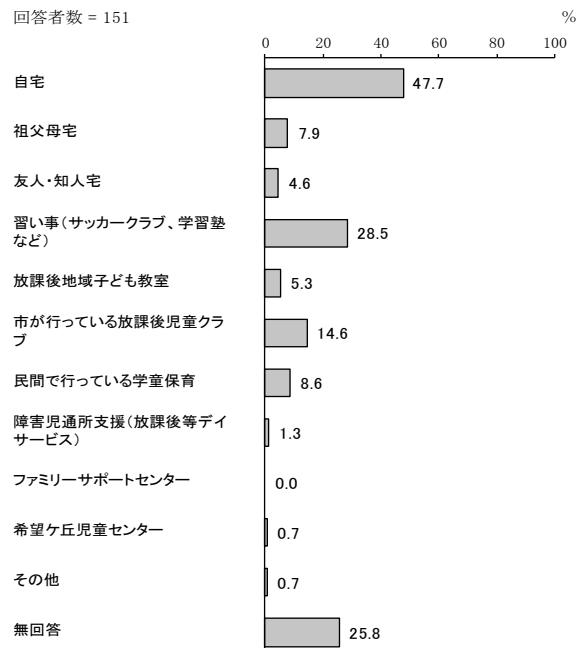
就学前児童（5歳以上の子ども）の保護者が低学年時に放課後過ごさせたい場所

回答者数 = 151



就学前児童（5歳以上の子ども）の保護者が高学年時に放課後過ごさせたい場所

回答者数 = 151



資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成30年）

（３）相談体制や情報の周知についての課題

近年、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。国においては、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するため、子育て世代包括支援センターを2020（令和2）年度に全国展開することをめざしており、本市では、2017（平成29）年度に「郡山市子育て世代包括支援センター」を市内4か所に設置しました。

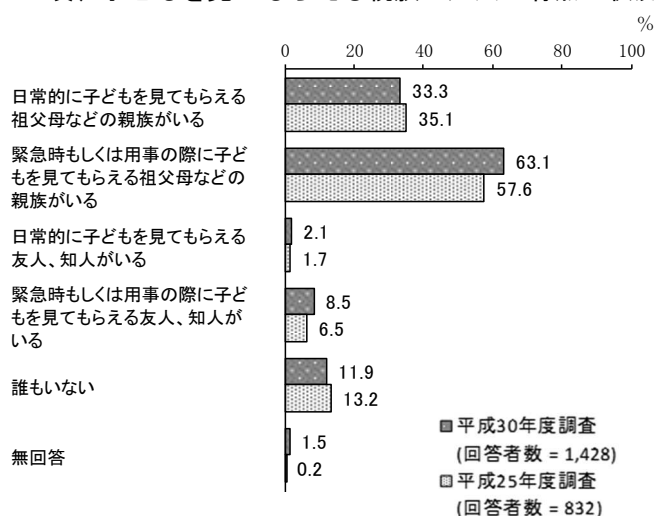
アンケート調査では、就学前児童保護者のうち、日常的に子どもを見てもらえる親族・知人がいる割合が3割半ばとなっています。また、子育てをする上で、気軽に相談できる相手の有無について「相談する相手がいない」と回答した割合が1.1%とわずかではあるものの、身近に子どもをみてもらえる親族・知人や相談相手がいない人がいます。

妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを生み育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、支援を実施することが必要です。

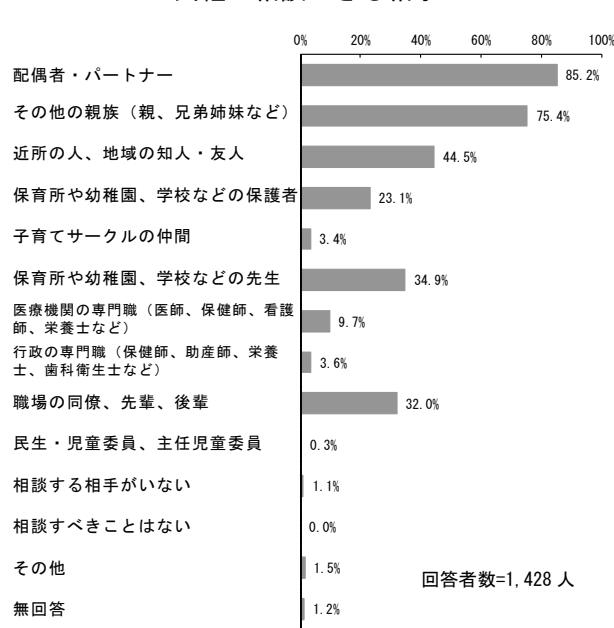
また、子育てが一段落ついた方を地域で子育ての担い手として活躍していただき、身近な地域での子育て支援を充実していく必要があります。

さらに、子育ての相談窓口をはじめ、子育てに関する情報提供の充実を図る必要があります。

日頃、子どもを見てもらえる親族・知人の有無の状況



気軽に相談できる相手



資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成30年）

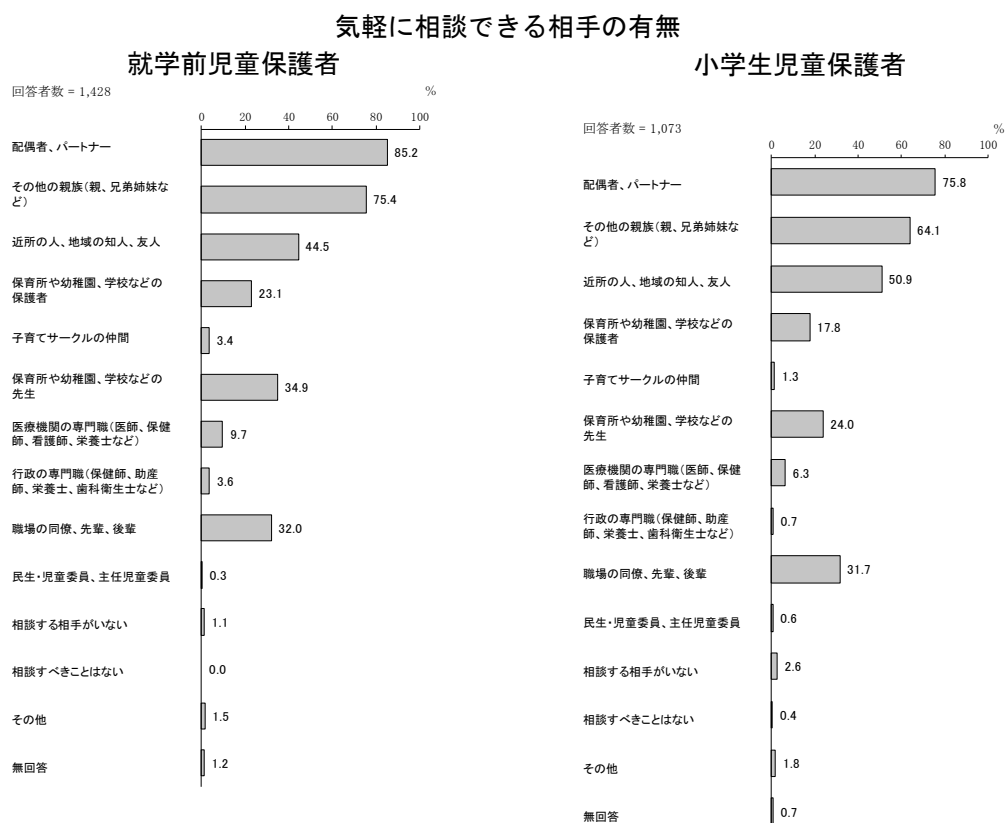
(4) 切れ目のない支援についての課題

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっています。

アンケート調査では、子育てに関する相談相手については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「配偶者、パートナー」や「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」、「近所の人、地域の知人や友人」といった身近な周りの相談相手が多く、相談する場所については「相談する場所がない」の割合が約1割となっており、子育てに関する情報の入手先についても同様の傾向がみられます。

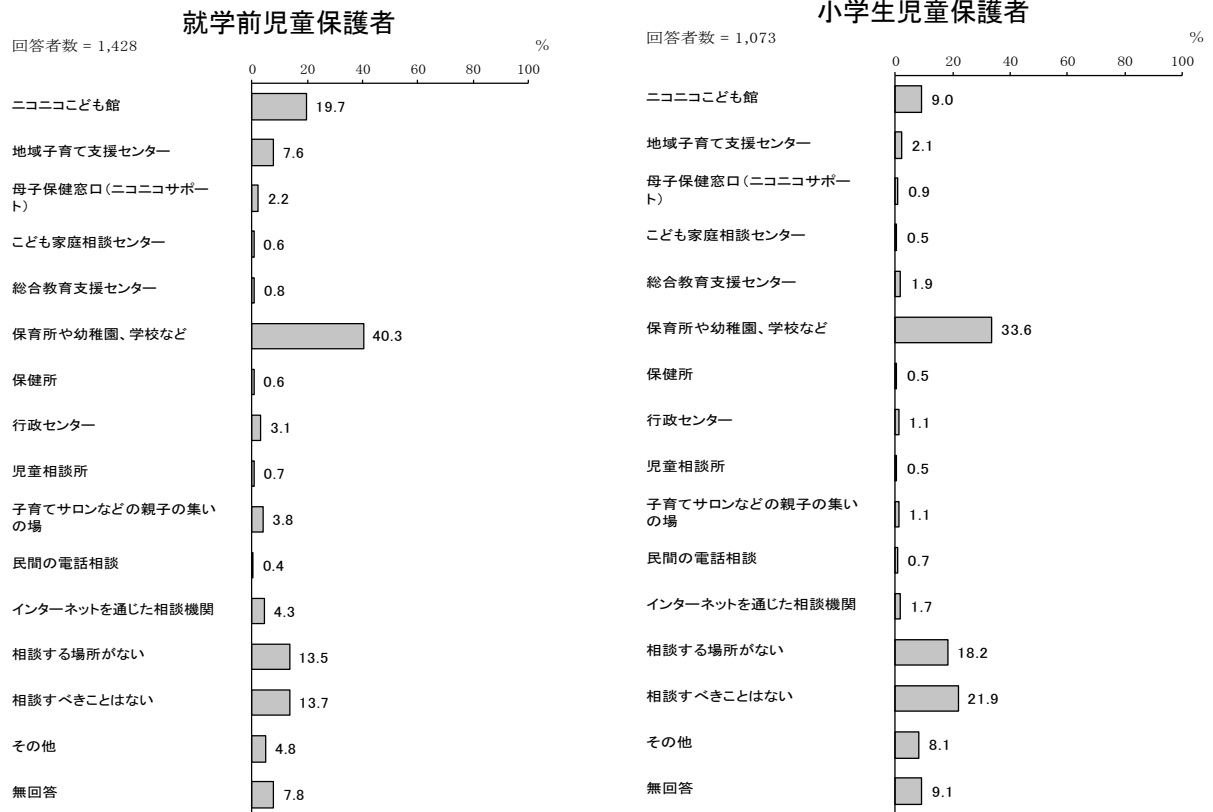
さらに、就学前児童保護者の1.1%、小学生保護者の2.6%が子育てをする上で気軽に相談できる相手について「相談する相手がいらない」と回答しており、悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに、抱え込んでしまっていることが懸念されます。

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、スムーズに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができるよう取り組みが必要です。今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。



資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成30年）

気軽に相談できる場所の有無



資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成 30 年）

（５）児童虐待についての課題

児童虐待への対応については、2000（平成 12）年の児童虐待防止法成立以降、制度改正や関係機関の体制強化などにより、児童虐待防止施策の充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

2019（令和元）年に改正された児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。

アンケート調査では、就学前児童調査で、子育てに関する悩みや心配ごととして、「育児やしつけの方法」の割合が4割半ばとなっており、子育てへの不安を抱える保護者が多くいることがうかがえます。また、小学生調査でも同じように子どものしつけについての悩みがみられ、子どもの成長に合わせてどのように対応すべきか悩んでいる姿がみとれます。

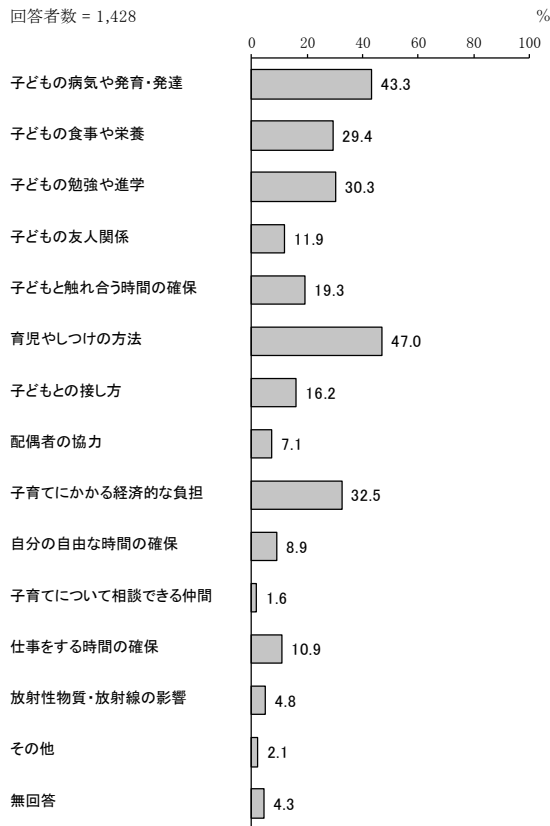
また、児童虐待に関する相談窓口の認知度について、「知らない」の割合が約 1 割となっています。

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実が求められます。

子育てに関する悩みや心配ごと

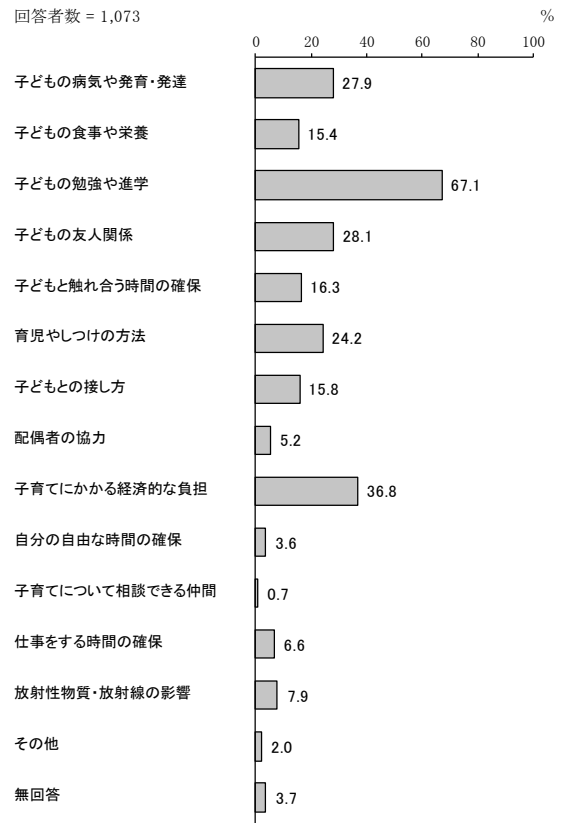
就学前児童保護者

回答者数 = 1,428



小学生児童保護者

回答者数 = 1,073

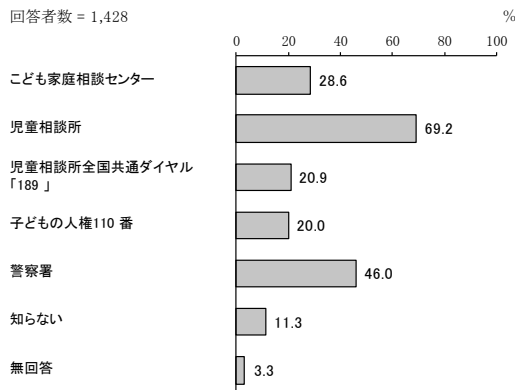


資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成 30 年）

児童虐待に関する相談窓口の認知度

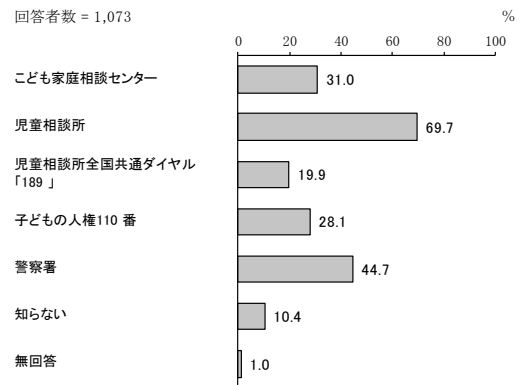
就学前児童保護者

回答者数 = 1,428



小学生児童保護者

回答者数 = 1,073



資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成 30 年）

（６）生活に困難を抱える家庭への支援についての課題

国においては、経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」を重要な問題と捉え、2014（平成 26）年 1 月に、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に子どもの貧困対策推進法を施行しました。

特に母子世帯は経済的困窮に陥りやすい状況であり、2016（平成 28）年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約 1/3 となっています。

アンケート調査では、子育てに関して、不安や負担を感じる就学前保護者が 1 割半ばとなっており、子どもの発育・発達に関する悩みがうかがえます。また、子育て（教育を含む）に関する相談相手については、「配偶者、パートナー」「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」の割合が高くなっています。

さらに、2019（令和元）年 8 月に本市が実施した「ひとり親世帯等意向調査」によると、ひとり親世帯への支援施策で充実を望むものとして「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」と回答した方が 23.5%と最も多く、次いで「住宅を探したり、住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」と回答した方が 19.7%となっています。

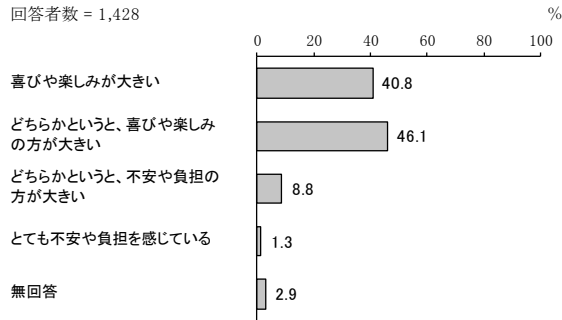
また、相談窓口に相談しやすくなるための改善策としては、「土日・祝日に相談できる」と回答した方が 33.7%と最も多く、次いで「1 箇所ですべての相談ができる」と回答した方が 21.6%となっています。

このことから、生活に困難を抱える家庭への支援には、支援を必要とする家庭に適切なサービスを結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら支援を行うことが必要です。

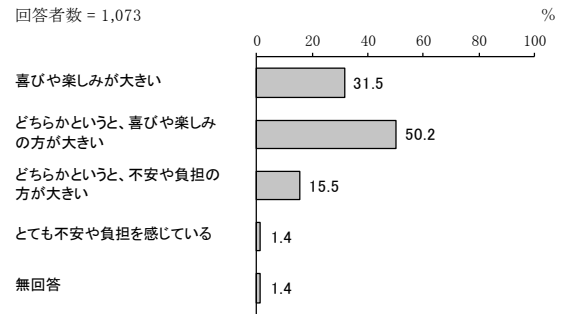
特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。

子育てに関する思い

就学前児童保護者



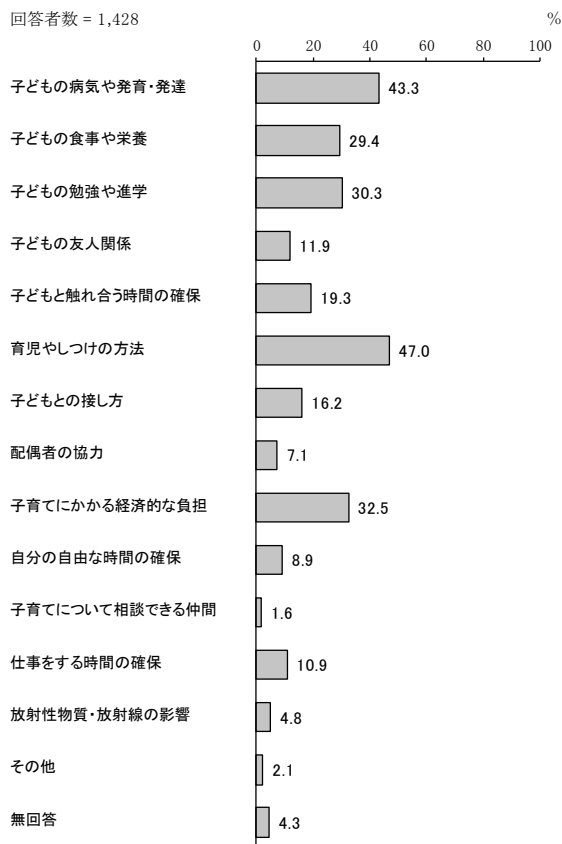
小学生児童保護者



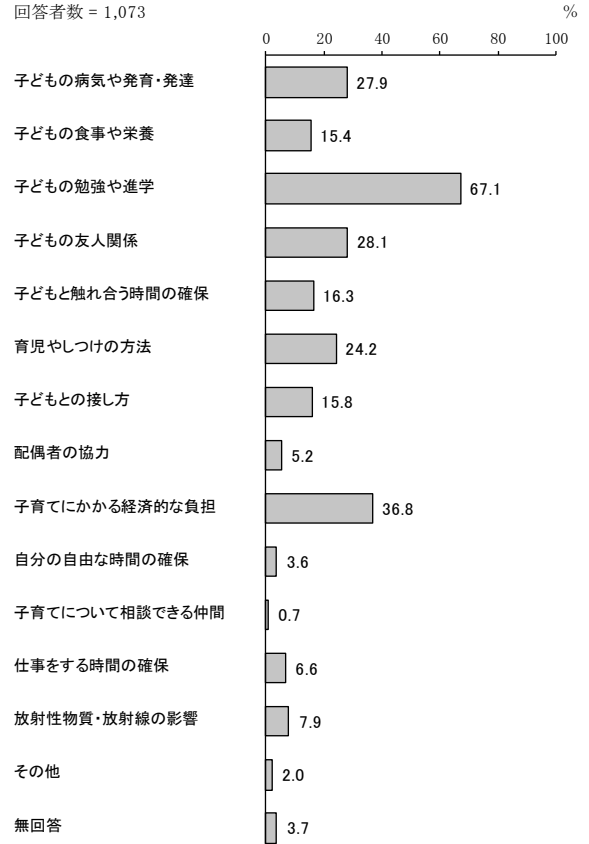
資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成 30 年）

子育てに関する悩みや心配ごと

就学前児童保護者

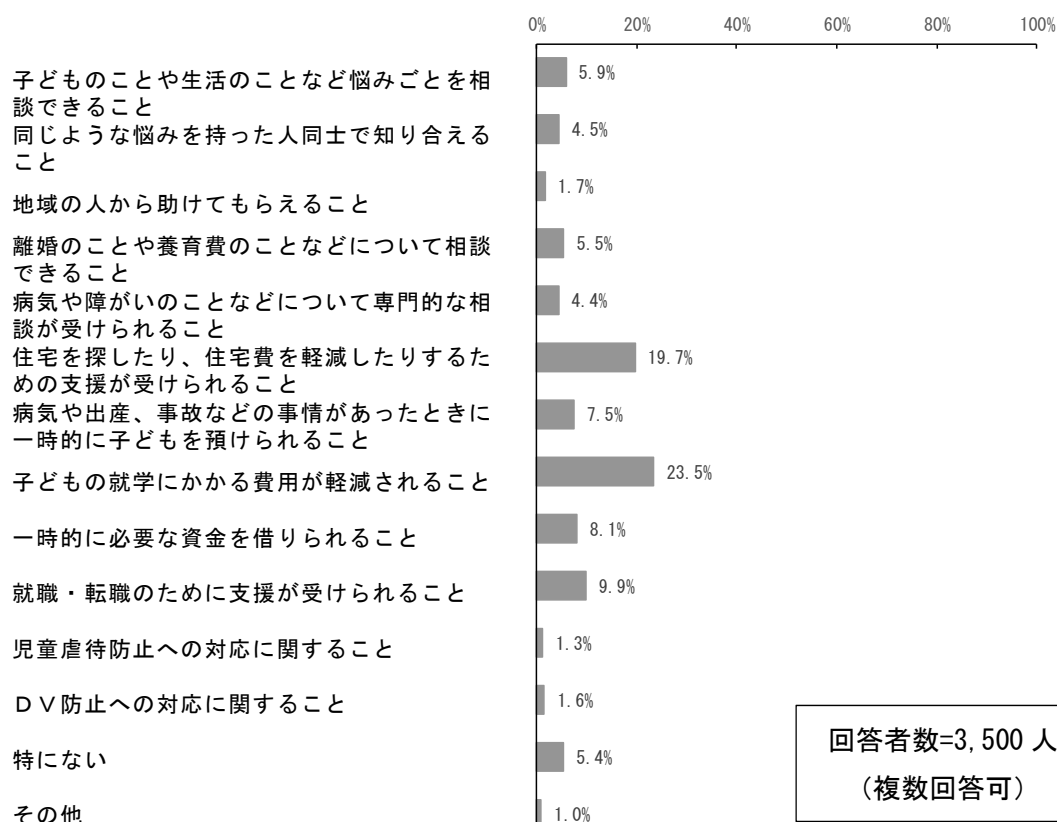


小学生児童保護者



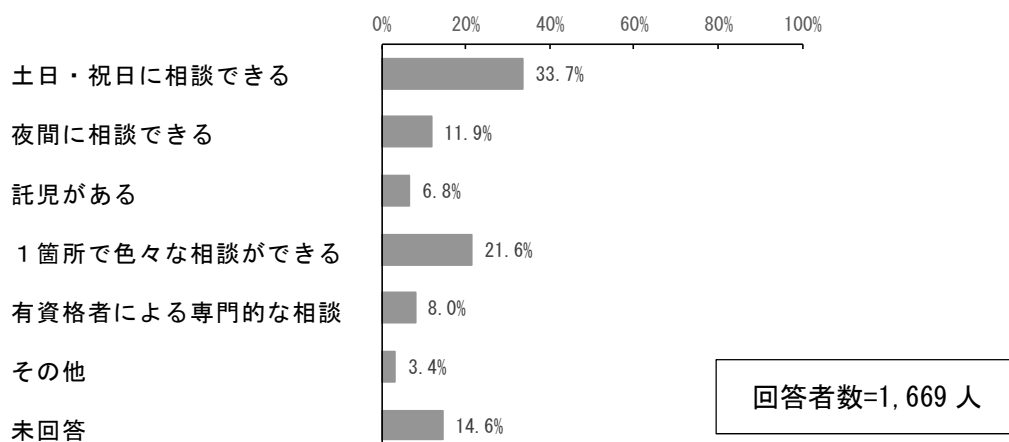
資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成 30 年）

ひとり親家庭への支援対策で充実を望むもの



資料：ひとり親世帯等意向調査結果（平成30年）

相談窓口で相談しやすくなるための改善策



資料：ひとり親世帯等意向調査結果（平成30年）

（７）障がいのある子ども等についての課題

近年、保育所等における障がいのある子どもの受入れは増加傾向であり、保育所等における支援の一層の充実が求められています。また、障がいのある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況に応じて実施することが必要です。

本市では 2018（平成 30）年 3 月に第 4 期郡山市障がい者福祉プランを策定し、障がい者施策の推進に努めています。

今後も、発達障がいをはじめ、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を、関係機関と連携を図っていくことが必要です。

また、障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、保育、教育、就労へと移行する際に、医療機関や学校、児童発達支援センター等関係機関と情報を共有しながら連携を図ることが必要です。

（８）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての課題

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現や、待機児童の解消を目的とした「子育て安心プラン」では、女性の就業率 80%を目指しています。2017（平成 29）年 10 月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

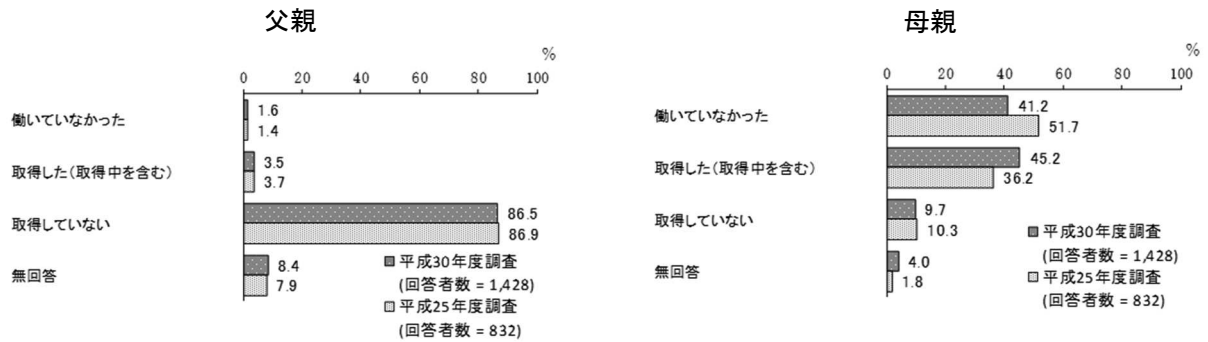
アンケート調査では、母親の育児休業を取得した割合は、5 年前と比べると大きく増加していますが、一方で父親の取得状況は大きな変化はなく、いまだ低い水準となっています。

また、育児休業を取得できなかった理由として、父親では「配偶者や親族に見てもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が 28.1%と最も多く、次いで「仕事が忙しかった」の割合が 27.0%となっています。

母親では「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が 33.3%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」の割合が 21.0%となっています。

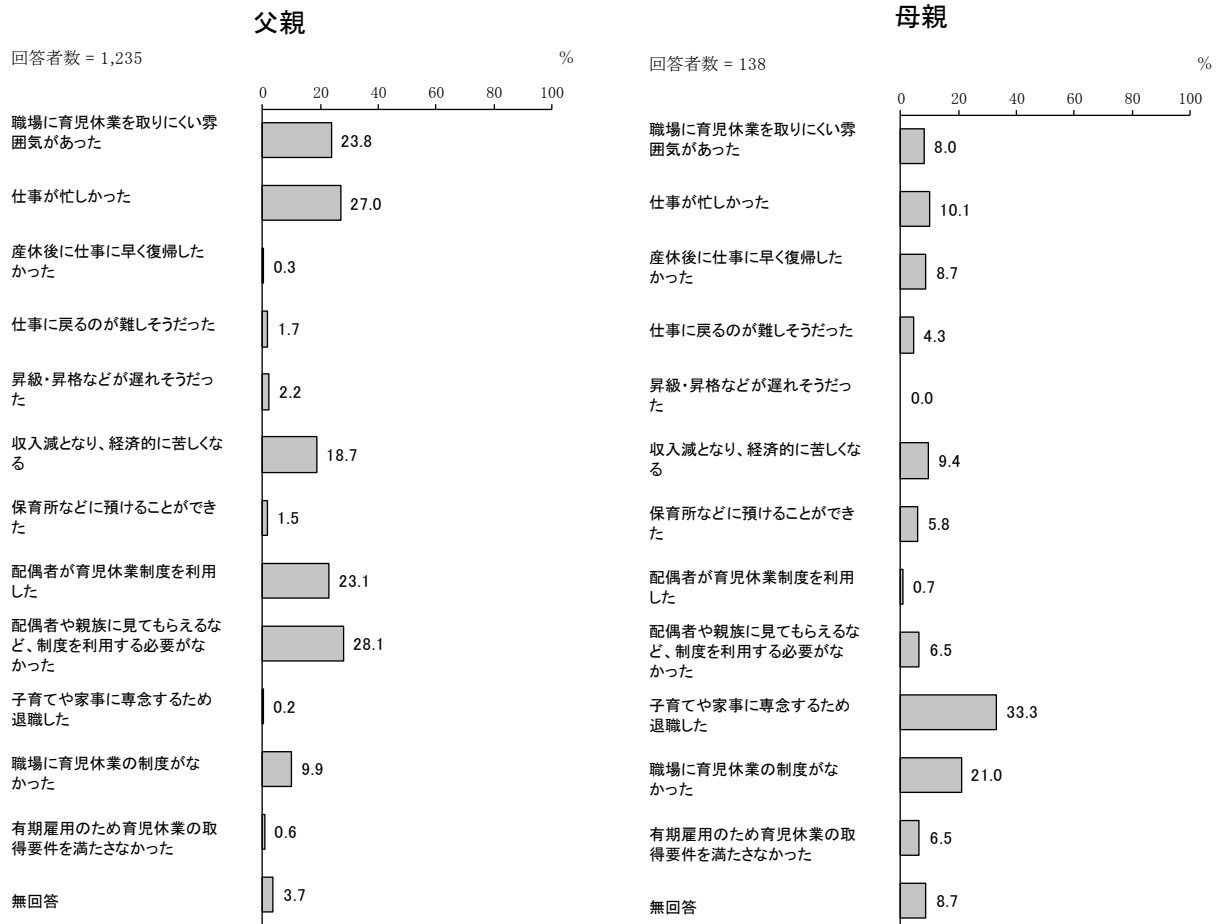
このことから、働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

就学前児童の保護者の育児休業の取得状況



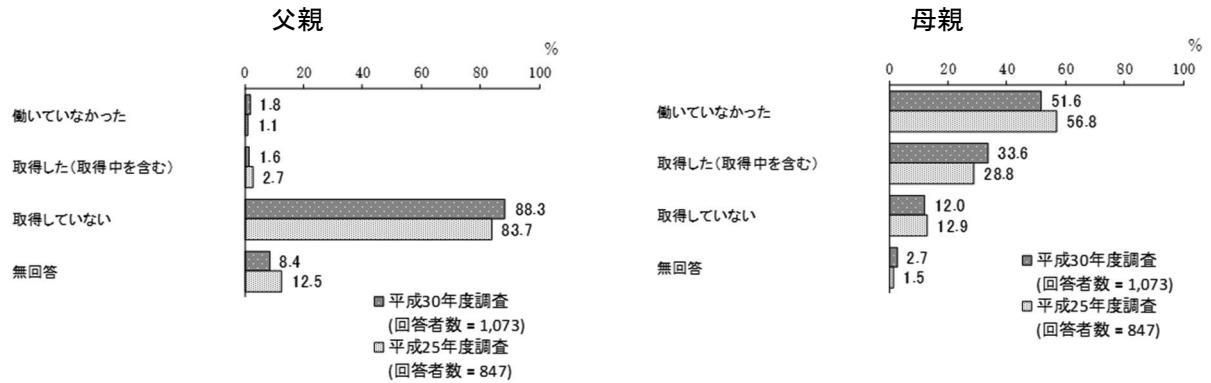
資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成30年）

就学前児童の保護者の育児休業を取得できなかった理由



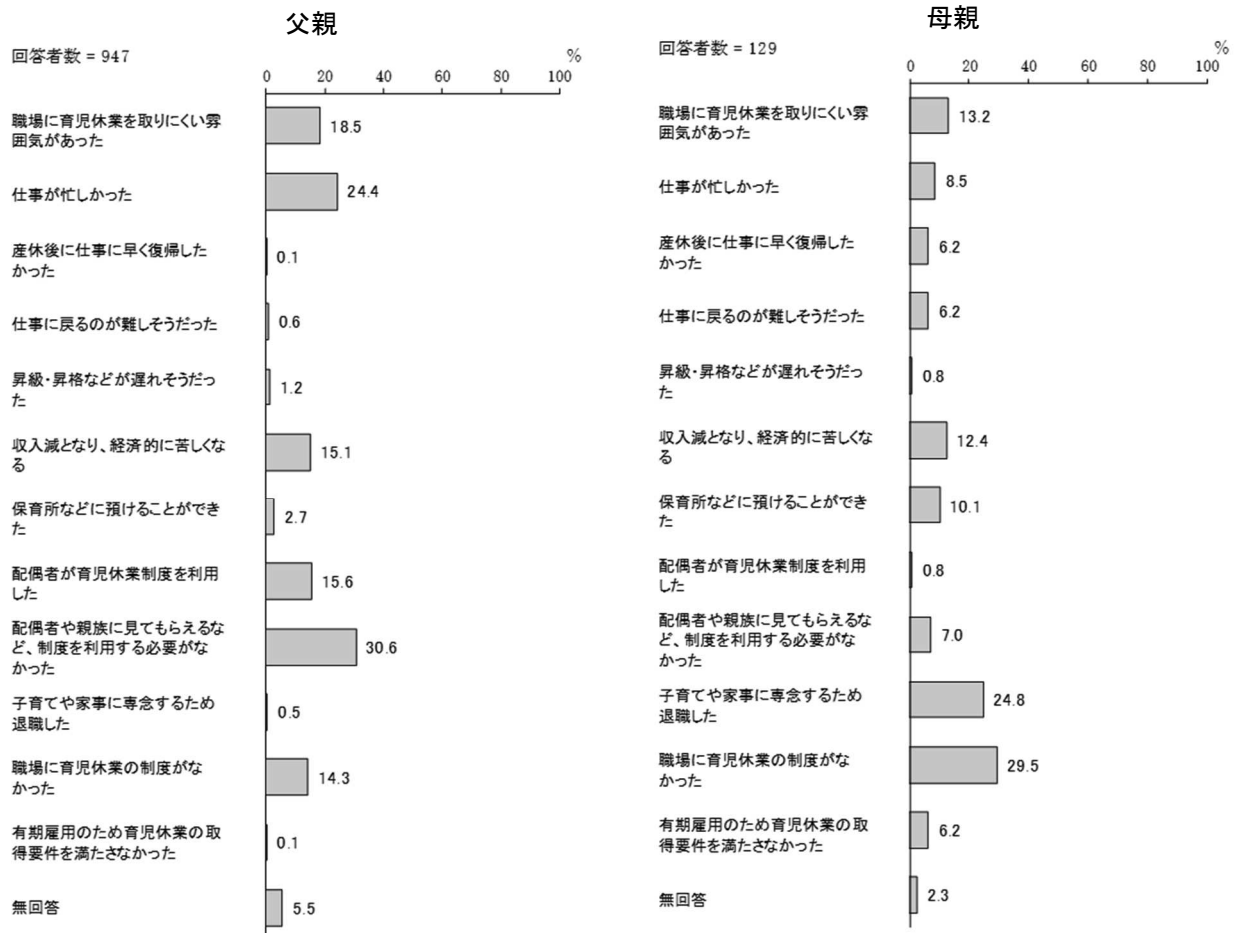
資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成30年）

小学生児童の保護者の育児休業の取得状況



資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成 30 年）

就学前児童の保護者の育児休業を取得できなかった理由



資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成 30 年）



第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本計画では、社会の希望であり、次代を担う子どもが、心身ともに健やかに成長し、自立できる社会の実現を目指して、「オールこおりやま」で子どもを第一に考えるまちづくりを推進する「郡山市子ども条例」の理念や方向性などを踏まえて取り組みを展開していきます。

これからの郡山市を支える子どもたちの成長を地域社会全体で支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざして、次のように基本理念を定めます。



基 本 理 念



「子どもの想い」を第一に考えるまち

こおりやま



2 基本的な視点

基本理念に基づき、以下の視点から子ども・子育て支援施策を展開します。

(1) 子どもの最善の利益を尊重する視点

子どもは、基本的人権を持つ一人の人間として家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

そのために、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達を保障するとともに、子どもの主体性を尊重し、子どもの想いに耳を傾けながら「児童の権利に関する条約」に定められている「児童の最善の利益」が実現される社会を目指し、取り組みを進めます。

(2) 社会全体で子育てを支援する視点

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人たちが、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

そのために、地域の実情をふまえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

(3) 切れ目なく子育てを支援する視点

子育てしやすい環境を整えるためには、教育・保育施設※⁴を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要です。

そのために、保護者の気持ちを受け止め、孤立しないよう寄り添いながら相談や適切な情報提供を行い、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関して、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を行っていきます。

※4 教育・保育施設…就学前児童を対象とした施設で、主なものとして幼稚園（教育施設）、保育所（保育施設）、認定こども園（教育施設と保育施設の機能を兼ねた施設）がある

(4) SDGsの視点

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015（平成27）年にニューヨーク国連本部の「国連持続可能な開発サミット」において採択された国際社会の総合的な目標であり、17のゴール（目標）から構成され、“誰一人取り残さない”社会の実現のために先進国も途上国もすべての国が関わって解決していくものです。

本市では、2019（令和元）年7月1日、自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取り組みを行う都市として、県内で初めて「SDGs未来都市」に選ばれ、総理官邸にて選定証授与式が行われました。

また、選定都市の中でも特に先導的な取り組みであって、多様なステークホルダー※5との連携を通し、地域における自律的好循環が見込めるものとして、東北で初めて「自治体SDGsモデル事業」にも選ばれました。

今後も、将来世代につなぐ持続可能なまちづくりを進めるため、SDGsの達成に向けた取り組みを推進していく中で、子育て支援についても、この視点を取り入れます。



※5 ステークホルダー…直接・間接的な利害関係者

(5) セーフコミュニティの視点

セーフコミュニティとは、「けがや事故などは偶然の結果ではなく、原因を究明することで予防することができる」という基本理念に基づいて、地域社会全体が協働でけがや事故の予防活動など、安全・安心の取組を行っている地域のことです。

本市では、東日本大震災からの復興により、震災前の快適で暮らしやすいまちを取り戻すだけでなく、より一層の安全と安心に包まれたまちづくりを加速させるため、2014（平成 26）年、WHO（世界保健機関）が推奨するセーフコミュニティの国際認証取得を目指して活動を開始し、2018（平成 30）年2月2日に国内 15 番目の自治体として取得しました。

セーフコミュニティ活動は、様々なデータの分析により見えてくる地域の課題を解決するために、町内会をはじめとする地域団体、企業、行政等がそれぞれ行っている安全・安心の取組を、分野を越えて実施することで、より有効に展開することができます。

また、けがや事故の減少により、市民の誰もが求める「安全・安心」の向上や、地域住民、関係機関、各種団体と行政が協働することによる情報や連帯意識の共有、国際基準による安全・安心の取組を行う自治体としての地域イメージの向上が期待されます。

本市の子育て支援においても、郡山市の未来をつくる主役である子どもたちの安全・安心の確保が重要であることから、この視点を取り入れます。



セーフコミュニティ郡山

(6) 本市独自の視点

本市では、2018（平成 30）年に本市の最上位に位置づけられる計画である「郡山市まちづくり基本指針」を策定しました。

策定に際しては、多くの市民の皆さんに市民会議「あすまち会議こおりやま」等にご参加いただき、地域に暮らす住民一人ひとりが「自分事※6」として主体的に未来を想い、そのために何をなすべきなのかを様々な観点から考えました。

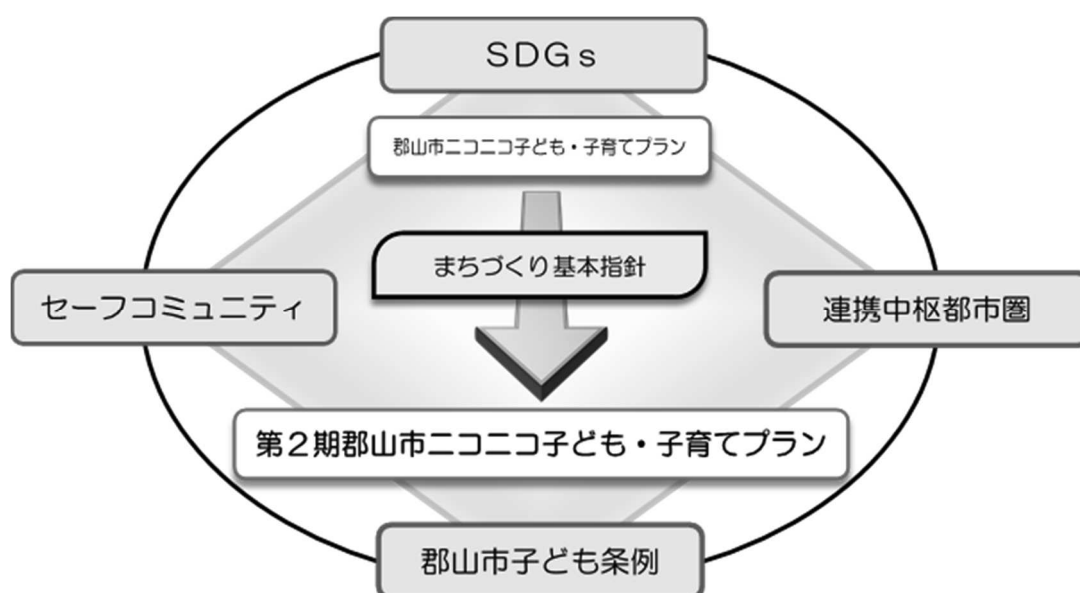
また、行政としての実行計画である「行政計画」では、将来起こり得る予見可能性の高い課題に対して、バックキャストの視点により将来への投資につながる戦略的に取り組むべき事業の創出・拡充に取り組むこととしました。

あわせて、同年、郡山の子どもたちが心身ともに健やかに成長し、自立できる社会の実現を目指して、「オールこおりやま」で子どもを第一に考えるまちづくりを推進するために「郡山市子ども条例」を制定しました。

この条例では、本市の全ての子どもへの支援に関する基盤として、子どもへの支援についての基本理念や、まわりの大人たちの子どもとの関わり方、市の子どもへの支援に関する基本的施策について定めています。

さらに、本市では、多様かつ高度な産業や研究機関が集積された「経済県都」として発展してきた歴史に鑑み、近隣市町村と「連携中枢都市圏※7」を形成し、活力ある社会経済の維持や相互の経済成長など、お互いの強みを活かした「広め合う、高め合う、助け合う」関係の構築を推進しています。

これらの本市独自の取り組みを本計画の基本的視点として取り入れることで、地域の将来を見据えた、より実効性の高い子ども・子育て支援施策を展開します。



※6 自分事…他人事ではなく、まさに自分に関わりのある事柄として当事者意識を持つこと

※7 連携中枢都市圏…人口減少や少子高齢化社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとするため、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携すること。

3 基本目標

基本理念と基本的な視点に基づき、郡山市まちづくり基本指針に掲げる「分野別将来構想」から、以下の基本目標を掲げます。

(1) 人と人がつながり、みんなで子どもたちを育むまち

核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化している子育ての状況と、各家庭のニーズ対応したサービスの質・量の充実を図ります。

地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組みます。

また、心豊かに育ち合ううえで、子どもと親の健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

(2) 子どもたちの笑顔があふれ、未来への夢がふくらむまち

子どもたちの放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、安全な通学路の確保や子どもが犯罪に巻き込まれることのない環境づくりにも取り組みます。

(3) 一人ひとりの個性を伸ばし、全ての子どもが輝くまち

次代を担う子どもたちが、興味のあることを自ら学び伸ばすことができるよう、時代のニーズに応じた質の高い教育を推進するとともに、学習指導要領の着実な実施等により、「確かな学力」を育成します。

また、児童生徒の悩み解決や個に応じた指導の充実など、学校のニーズに対応できるサポート体制を充実させます。

(4) 子どもたちが学びたいことを楽しく学び、地域で活躍するまち

身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みを推進するため、子どもや保護者が参加して交流できる場づくりなど、子どもたちが地域への愛着や一体感を感じることができるよう、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりを推進します。

(5) 誰もが健康で生きいきと暮らせるまち

障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者が安心して暮らせるよう、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、子どもが健やかに成長できるよう、健康被害や食に関する正しい知識の普及に取り組んでいきます。

(6) 子どもたちが安心を実感できるまち

子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、セーフコミュニティ活動に広く取り組みます。

(7) 快適に子育てができるまち

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランをふまえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

4 横断的取組

近年、社会問題となっている「子どもの貧困」について、国では、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意の下、子どもの貧困対策推進法を施行し、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、様々な取組を進めてきました。

さらに、2019（令和元）年6月には、その一部を改正し、法律の目的に、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進すること、基本理念に子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等を明記するとともに、市町村において子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されました。

本市においても、子どもの貧困対策推進法と「郡山市子ども条例」にのっとり、子どもの貧困対策を、各基本目標を横断した取組として位置づけ、これまで取り組んできた様々な支援を継続的かつ多角的に推進します。

5 施策の体系

基本理念、基本的な視点及び基本目標を、以下の施策体系とします。

＜基本理念＞ 「子どもの想い」を第一に考えるまち こおりやま

＜基本的な視点＞

- (1) 子どもの最善の利益を尊重する視点
- (2) 社会全体で子育てを支援する視点
- (3) 切れ目なく子育てを支援する視点
- (4) SDGsの視点
- (5) セーフコミュニティの視点
- (6) 本市独自の視点（郡山市まちづくり基本指針、郡山市子ども条例、連携中枢都市圏）



横断的取組

子どもの貧困対策

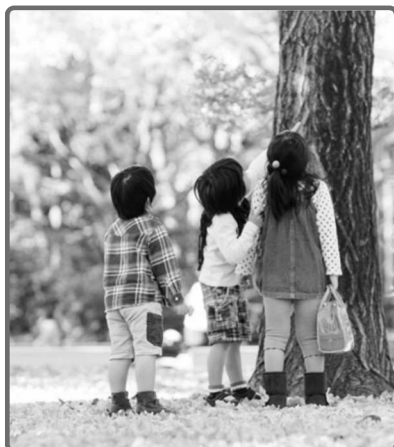


第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ

人と人がつながり、みんなで子どもたちを育むまち

対応するSDGs目標



子どもたちの未来を育むためには、多様で充実した教育・保育を受けられる環境が必要です。また、誰もが希望を持って出産し、安心して子育てするためには、家庭だけでなく、地域、企業、子育て・教育機関が連携し、周囲からサポートしていくことも重要です。

そのためには、子育て支援施設の整備や人材の育成、地域社会全体で子育てを支援するための雰囲気づくりや子育てへの経済的負担の軽減など、子育てに関する様々な支援体制の整備に向けた施策を推進します。

○基本目標を達成するためのアウトカム指標

No.	指標	指標の説明	現況値 (2018年)	達成目標 (2024年)
1	合計特殊出生率	安心して出産できる状態を示す指標として、「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」を本指標に設定します。	1.50 (2017年現在)	1.48
2	待機児童数	充実した教育・保育環境を示す指標として、4月1日時点の「教育・保育施設の利用申込みをしているが、利用できていない人数」を本指標に設定します。	45人	0人
3	乳児家庭全戸訪問実施率	周囲からサポートを受けている状態を示す指標として、「育児不安の軽減等を目的として赤ちゃんがいる家庭を看護師等が訪問する事業の実施率」を本指標に設定します。	92.3%	96.0%

施策の方向（１）子育て世帯のニーズに応じた保育サービスの充実

ライフスタイルや就労形態の変化に応じた教育・保育サービスの充実を推進していきます。また、待機児童解消に向けて、認可保育所の整備を進めるとともに、認可外保育施設において保護者の個別ニーズに対応するなど、民間活力等を活用しながら、多様化する保育ニーズの受け皿の整備に努めます。

施策の方向（２）地域における子育て支援の充実

親子がいつでも気軽に集まり、お互いに相談や情報交換、交流することができるよう、郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」や、各地域子育て支援センターなどにおいて、相談体制の強化や子育て支援内容を充実させていきます。

また、子どもたちが健やかに成長できるよう、子どもたちが参加する体験活動や地域の方々との交流イベント、子育てに関して様々な団体と連携するなど、多様な子育て支援を実施します。

施策の方向（３）ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が、安定し自立した生活を営むことができるよう、子育てや日常生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援など、家庭の状況に合わせたサポートの充実に努めます。

施策の方向（４）子どもや妊産婦の健康の確保

妊娠、出産、子育てへの不安や負担感を軽減するため、医療や保健に関する支援、育児不安に関して相談できる機会の確保、妊娠段階に応じた出産準備教育や不安解消のための相談・指導体制の充実など、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うことで、妊産婦や親子の健康を確保します。

施策の方向（５）思春期の保健対策

子どもたちを取り巻く家庭環境・社会環境の変化や生理的・身体的発達の早まりにより、子どもたちの性に関する意識や価値観が多様化していることから、子どもたちの発達段階に応じて、性や性感染症予防に関する正しい知識を普及していきます。

施策の方向（６）児童虐待の防止

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、重大な人権侵害です。

育児不安等のストレスなどを原因として虐待につながるケースも少なくないことから、可能な限り周囲がサポートできるよう、児童虐待防止の意識啓発を推進するとともに、関係機関・団体が連携し、早期発見・早期対応など、地域全体での児童虐待の予防に積極的に取り組みます。

基本目標Ⅱ

子どもたちの笑顔があふれ、未来への夢を育むまち

対応するSDGs目標



子どもたちが笑顔になるためには、安心して元気に遊び、健全にのびのびと育つことができる環境が必要です。

また、学校や地域において、子どもたちが夢中になれるものを主体的に見つけ、将来に希望を持ち、自らの未来を切り拓いていくことが重要です。

そのために、子どもたちが安全に過ごせる居場所や事故・犯罪に巻き込まれない環境を整備するとともに、子どもが、友達や地域の人と温かい「つながり」を築き、自らも地域の一員であるという意識を醸成できるような施策を推進します。

○基本目標を達成するためのアウトカム指標

No.	指標	指標の説明	現況値 (2018年)	達成目標 (2024年)
1	登下校中の事故件数	子どもたちが地域で安心して元気に遊ぶことができる状態を示す指標として、登下校中の事故件数を本指標に設定します。	20 件	0 件
2	「自分にはよいところがある」と思う児童・生徒の割合	子どもたちが学校や地域において夢中になれるものを見つけることができる状態を示す指標として、「全国学力・学習状況調査」にある「自分にはよいところがある」と思う児童・生徒の割合を本指標に設定します。	小学生 80.5% 中学生 76.5%	全国学力・学習状況調査の全国平均を上回る
3	放課後児童クラブ等のエリア充足率	子どもたちが安全に過ごせる居場所が整備されている状態を示す指標として、放課後児童クラブ等の整備率を本指標に設定します。	81.5%	100%
4	スクールカウンセラーの全小学校及び義務教育学校前期課程への配置率	子どもたちが健全にのびのびと育つことができる状況を示す指標として、本市の全小学校及び義務教育学校の前期課程への市スクールカウンセラーの配置率を本指標に設定します。	100%	100%
5	通学路の安全点検箇所数	子どもたちが地域で安心して元気に遊ぶことができる状態を示す指標として、通学路の安全点検を実施した延べ箇所数を本指標に設定します。	77 箇所	要望箇所の全点検

施策の方向（１）放課後に子どもたちが安心して過ごせる居場所の提供

学童期においては、子ども同士の遊びを通じて仲間関係の形成や社会性の発達と規律意識の形成が図られることから、地域における放課後の児童の安全・安心な居場所である「放課後児童クラブ」の整備に努めます。

また、地域の方々の協力を得て運営されている「放課後地域子ども教室」や、子どもに対し健全な遊びを通して集団的・個別的指導を行う「児童センター」などで実施される様々な活動を通じて、子どもたちの健全育成に努めます。

施策の方向（２）子どもたちが様々な体験をし交流できる機会の充実

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、多様な体験活動の機会を提供するとともに、様々な人と交流することで、人とのつながりの楽しさ・大切さを学べるよう努めます。

また、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や家庭の役割の重要性が理解されるよう必要な情報提供を行います。

施策の方向（３）子どもたちが健全に成長できる環境づくり

子どもたちが交通事故に巻き込まれ、その命が奪われることがないように通学路の安全点検と危険箇所の整備に努めます。

また、子どもたちが犯罪に巻き込まれることがないように、子どもたちの健全育成に寄与する団体の活動の補助や非行防止、非行の原因にもなり得るいじめの防止、不審者対策など、多方面にわたり子どもの安全を確保する施策を推進します。

基本目標Ⅲ

一人ひとりの個性を伸ばし、全ての子どもが輝くまち

対応するSDGs目標



子どもは無限の可能性を秘めています。

子どもたちが笑顔で輝くためには、その可能性を引き出せるよう、様々なことに興味を持ち、自ら考え、学ぶことができる環境が必要です。

また、それぞれの個性を尊重し、伸ばすことができる質の高い教育環境や、関係機関との連携による高度な教育を受けられる環境を整えることも重要です。

そのために、保育所や幼稚園、学校などにおいて、多種多様な学習ニーズに対応できる体制の整備に努めるとともに、スポーツや芸術・文化活動などに興味を持てるような機会の確保、興味を持ったことに対し主体的に学習できる環境の整備を推進します。

○基本目標を達成するためのアウトカム指標

No.	指標	指標の説明	現況値 (2018年)	達成目標 (2024年)
1	全国学力・学習状況調査結果	子どもたちの個性を伸ばす質の高い教育環境が整っている状態を示す指標として、「全国学力・学習状況調査」の結果を本指標に設定します。	(小学校合算) 国語：126 算数：114 (中学校合算) 国語：138 数学：108	全国学力・学習状況調査の全国平均を上回る
2	「将来の夢や目標を持っている」児童・生徒の割合	子どもたちが興味あることを自ら学び伸ばすことができる状態を示す指標として、「全国学力・学習状況調査」にある「将来の夢や目標を持っている」と思う児童・生徒の割合を本指標に設定します。	小学生 85.5% 中学生 73.6%	全国学力・学習状況調査の全国平均を上回る
3	児童・生徒への学校図書貸出冊数	子どもたちが興味あることを自ら学び伸ばすことができる状態を示す指標として、児童・生徒1人当たりの本の貸出冊数を本指標に設定します。	67 冊	77 冊
4	高等教育機関や地域人材による専門的教育参加者数	関係機関との連携による高度な教育環境が整っている状態を示す指標として、「地域を活かした教育環境パワーアップ事業」への参加者数と「心のハーモニー音楽事業」のうち、大学との連携事業への参加者数を本指標に設定します。	(パワーアップ事業) 33,263 人 (ハーモニー連携) 56 人	計画値を上回る
5	高等教育機関や地域人材による専門的教育参加者数	関係機関との連携による高度な教育環境が整っている状態を示す指標として、日本放射線影響学会の支援による放射線セミナーの実施回数及び参加者数を本指標に設定します。	13 回 1,842 人	15 回 1,500 人

施策の方向（１）時代のニーズに応じた教育の推進と教員の指導力向上

子どもの心身の成長において重要な要素である教育は、幼稚園や学校はもとより、家庭や地域社会においても行う必要があることから、人間形成の基本となる幼児教育の充実を図るとともに、個性を活かした魅力ある学校教育などの教育施策を推進することで、将来を自ら拓ける「生きる力」の育成に努めます。

施策の方向（２）学校へのニーズに応じたサポート体制の充実

少子化や子ども同士の交流の希薄化などにより、保護者が学校へ求めるニーズは多種多様なものになっていることから、それらのニーズに柔軟に対応するため、私立教育機関への補助や教科専門員の派遣など、社会情勢の変化に対応できる教育環境づくりを進めます。

施策の方向（３）学校施設の改修等による児童生徒の安全確保

近年増加している自然災害から子どもたちを守るため、耐震化の促進など安全性の向上や衛生の確保に努めるとともに、全ての子どもにとって安全で安心な学校施設の適切な整備を推進します。

施策の方向（４）子どもたちの心と体の健全な成長

子どもたちが個性豊かに成長できるよう、急速な情報化の進展など生活環境の変化に伴う体力低下防止策、いじめや不登校など、様々な悩みに関する子どもたちからの相談体制の強化など、心と体のケアを推進します。

また、特別な支援を要する児童・生徒の円滑な就学支援と相談の充実を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行えるよう努めます。

基本目標Ⅳ

子どもたちが学びたいことを楽しく学び、地域で活躍するまち

対応するSDGs目標



近年の核家族化や少子化の進展、地域との結びつきの希薄化など、子育て家庭が孤立しやすい社会情勢の中、子どもたちが地域で活躍するためには、家庭だけでなく学校、地域が連携し、子どもたちが自ら学び、主体的に判断・行動し、地域の課題に取り組むことができる環境の整備が必要です。

また、子どもたちが地域の産業や生活・文化的環境、歴史などについて学ぶことで、地域への愛着や一体感を感じることができ、「自らも地域社会の一員である」ことを自覚することができます。

そのために、子どもたちと地域住民が交流できる機会の確保に努めるとともに、家庭における学習機会の確保や読書習慣の定着に努めます。

○基本目標を達成するためのアウトカム指標

No.	指標	指標の説明	現況値 (2018年)	達成目標 (2024年)
1	地域を活かした教育環境 パワーアップ事業参加者数	子どもたちが地域への愛着や一体感を感じることができる状態を示す指標として、「地域を活かした教育環境パワーアップ事業」への参加者数を本指標に設定します。	33,263 人	計画値を上回る
2	文化・歴史的施設見学者数	子どもたちが地域への愛着や一体感を感じることができる状態を示す指標として、文化・歴史的施設を見学した人数を本指標に設定します。	5,506 人	小学4年生・ 中学1年生の 児童生徒の 参加率 100%
3	市民一人あたりの図書 貸出冊数	地域の産業、生活・文化的環境、歴史などについて学べる状態を示す指標として、学習の場としての図書館利用度を本指標に設定します。	3.7 冊	5.0 冊

施策の方向（１）家庭や子どもたちと地域住民との交流の促進

子育て家庭の社会的孤立を防ぐため、保護者や子どもたちと地域住民が各種講座や学習会、体験活動などを通じて交流できる機会を確保します。

また、学校やボランティアとの連携・協力により、世代間交流の充実などに取り組むよう努めます。

施策の方向（２）子どもたちの読書環境の整備

読書を通じて子どもたちの情操的発達を促すため、児童・生徒に学校や家庭において読書の習慣が身につくよう言語活動の充実を図り、豊かな心を育むとともに、学校司書を対象とする研修の実施などにより、学校図書館の機能向上を図り、児童・生徒の活発な読書活動を推進します。

基本目標Ⅴ 誰もが健康で生きいきと暮らせるまち

対応するSDGs目標



誰もが生きいきと暮らすためには、障がい者や子どもにやさしい文化が育まれることが重要です。

本市では、「郡山市障がい者福祉プラン」を策定し、「障がいのある人もない人も互いに支え合い、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現」を基本理念として障がい者施策を総合的・計画的に進めています。

また、健康に暮らすためには、健康確保に必要な情報が気軽に手に入る環境づくりや、地域の多様なニーズに適確に応えられる医療体制の確保、さらには正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着も重要です。

そのために、障がいの早期発見・早期対応や障がい児支援体制の整備、予防接種等による全ての子どもの健康被害の予防、食育の推進など幅広い健康確保策に努めます。

○基本目標を達成するためのアウトカム指標

No.	指標	指標の説明	現況値 (2018年)	達成目標 (2024年)
1	障がい者相談支援事業所へ寄せられた相談件数	障がいを持つ方が安心して暮らすことができる状態を示す指標として、市内の相談支援事業所（6事業所）へ障がい者（児）及びその家族等から寄せられた相談件数	24,316人	21,000人
2	毎日朝食を摂る人の割合	望ましい食習慣が定着している状態を示す指標として、毎年6月と11月に実施している「小学校児童・中学校生徒の朝食摂取状況調査による朝食摂取率の平均値」を本指標に設定します。	（小学生） 98.3% （中学生） 95.7%	（小学生） 100% （中学生） 100%

施策の方向（１）障がい児施策の充実

障がい児支援体制については、障がいのある子どもやその家族が、地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育関係機関等の連携のもとに早期から一貫した支援体制の整備を図るとともに、成長発達の状態に応じた多様な悩みに対応できる相談体制の充実を図ります。

また、障がい児のいる家庭が、療育や教育を受けられるよう手当を支給するなど経済的負担の軽減を図ります。

施策の方向（２）子どもの健康被害の予防

子どもたちを様々な病気から守るため、各種予防接種にかかる費用の一部を助成します。

また、家庭環境・社会環境の変化や生理的・身体的発達が早まり、家族や友人関係に多感な時期であることから、性感染症や喫煙、飲酒、薬物等に関する教育を推進し、正しい知識の普及に努めます。

あわせて、万が一の場合に備え、小児医療も含めた救急医療体制の維持に努めます。

施策の方向（３）食育の推進

子どもの健康的な成長のために、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や正しい食習慣の定着、食を通して豊かな人間性の形成・家庭関係づくりなどを育めるよう、食に関する学習機会の確保や情報提供などに取り組みます。

基本目標Ⅵ 子どもたちが安心を実感できるまち

対応するSDGs目標



子どもたちが安心して快適に暮らせるためには、通学路や自宅など、子どもが生活する場におけるけがや事故の予防が必要です。

本市では、2018（平成30）年に「セーフコミュニティ」の国際認証を取得しました。

セーフコミュニティとは、「けがや事故は、原因を究明することで予防できる」という理念のもと、地域住民、関係機関、各種団体と行政が協働することで安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進することです。

この活動に積極的に取り組むことで、地域におけるけがや事故の減少や、官民協働による地域社会全体での安全・安心意識の共有が図られるなどの効果があることから、交通事故や防災など、セーフコミュニティを基盤とした幅広い子どもの安全・安心の確保に努めます。

また、スマートフォン等の新たな情報機器の普及に伴い、コミュニティサイト等に起因する被害が問題になっていることから、子どもの犯罪被害や有害環境対策に努めます。

○基本目標を達成するためのアウトカム指標

No.	指標	指標の説明	現況値 (2018年)	達成目標 (2024年)
1	児童生徒の交通事故件数	子どもが巻き込まれる事故が減少した状態を示す指87標として、市内で1年間に発生した「児童・生徒が交通事故に遭った件数」を本指標に設定します。	48 件	0 件
2	セーフコミュニティの認知度	地域社会全体での安全・安心意識の共有が図られている状態を示す指標として、セーフコミュニティの認知度を本指標に設定します。	42.4%	45.0%

施策の方向（１）セーフコミュニティの推進

子どもたちの安全・安心を確保するために、セーフコミュニティを推進し、子どもたちのけがや事故の予防に努めます。

また、セーフコミュニティの取り組みが更に拡充できるよう、市民や周辺自治体へも取り組みを周知し、地域社会のセーフコミュニティへの理解を深めます。

施策の方向（２）子どもが安全に暮らせる環境づくり

子どもたちがけがや事故なく暮らすために、通学路の安全整備や交通安全教育の充実を図るとともに、有害情報やコミュニティサイト上におけるいじめなど、子どもの健全な成長に悪影響を及ぼすおそれのあるインターネットトラブルや有害情報への対応など、ハード・ソフトの両面から、子どもが安全に暮らせる環境の整備を推進します。

また、近年、温暖化に伴う地球規模の自然災害が深刻化しており、本市においてもその影響が及んでいることから、自らの安全の確保や被害の軽減、災害後の生活の備えといった防災・減災教育を推進します。

基本目標Ⅶ 快適に子育てができるまち

対応するSDGs目標



本市では、2018（平成30）年に、全ての子どもへの支援の基盤となる「郡山市子ども条例」を施行しました。

この条例では、子どもを支援するための基本理念や子どもを取り巻く大人たちの責務、子どもへの支援施策に関する基本事項を定めることで「子どもを第一に考えるまちづくり」を推進することとしており、本計画の基本理念として掲げています。

これまで挙げてきた基本目標のほか、子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう、仕事に関する環境の整備や男女共同社会の推進、居住環境や都市環境の整備など、基本理念にのっとり幅広い子育て支援施策を実施することで、子育てしやすい環境を整備します。

○基本目標を達成するためのアウトカム指標

No.	指標	指標の説明	現況値 (2018年)	達成目標 (2024年)
1	20代～40代の女性の就業割合	家庭や職場における男女共同参画が推進されている状態を示す指標として、子育て世代にあたる20代～40代の女性が就業している割合を本指標に設定します。	71.9%	80%
2	公園トイレのUD 対応率	都市環境が整備された状態を示す指標として、公園に設置しているトイレがユニバーサルデザイン化された割合を本指標に設定します。	73.1%	91.7%

施策の方向（１）男女共同参画社会の推進

男女共同参画に関する情報誌の発行や啓発、講座の開催など、あらゆる機会を捉えた効果的な広報・啓発活動により、男女共同参画意識の醸成を図ります。

また、近年の女性就業率の増加に伴い、子どもを産み育てることを希望している女性がその希望をかなえられるような働き方、時間の過ごし方が望まれていることから、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のについて周知・啓発に努めます。

施策の方向（２）都市環境・居住環境の整備等

妊産婦、乳幼児連れの家族など、全ての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公共施設等において、出入り口の段差の解消や男女いずれの利用にも配慮されたベビーシートやベビーチェア、多目的トイレや授乳室等の設置など、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

また、子どもにとって安全で楽しい遊び場を確保するため、広場や公園の安全点検などの取り組みを推進します。

併せて、子育て世代にとって、家族構成や生活に見合った住宅の確保が必要となることから、市営住宅の子育て世帯向け優先物件の確保や居住環境の改善に関する相談や調査、啓発などを行います。

横断的取組 子どもの貧困対策

対応するSDGs目標	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も	10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に
------------	-----------	----------	----------------	---------------	-----------------	--------------	-----------------	-----------------

国においては、子どもの貧困対策推進法の施行を受け、2014（平成26）年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するために「子供の貧困に関する指標」を設定しました。

さらに国では、前大綱に基づき各種の施策が進捗したことや子どもの貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたこと、ひとり親家庭の貧困率が依然として高い水準にあること、子どもの貧困対策に関する取組が広がる一方で地域により取組の格差が拡大してきたことなどから、2019（令和元）年11月に、新たな子供の貧困対策に関する大綱を策定するとともに、子供の貧困に関する指標を改めて設定しました。

本市では、全ての子どもたちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦し、将来を切り拓いていけるよう、各基本目標の枠を超え、生活に困難を抱える家庭への「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労の支援」及び「経済的支援」を重点施策として位置づけ、総合的かつ横断的に推進します。

また、国の指標を基に子どもの貧困に関する指標を定め、子どもの貧困に関する状況をより適切に把握し、各種施策の効果を検証していきます。

本市が定める子どもの貧困に関する指標

(単位：％)

指標		国の直近値	市の直近値
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		93.7 (平成30年4月1日現在)	90.9 (平成31年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		4.1 (平成30年4月1日現在)	2.1 (平成31年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率		36.0 (平成30年4月1日現在)	35.3 (平成31年4月1日現在)
ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園等）		81.7 (平成28年11月1日現在)	79.2 (令和元年8月31日現在)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	50.9 (平成30年度)	54.7 (平成30年度)
	中学校	58.4 (平成30年度)	82.1 (平成30年度)
スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6 (平成30年度)	92.8 (平成30年度)
	中学校	89.0 (平成30年度)	100.0 (平成30年度)
就学援助対象者率		15.23 (平成28年度)	11.75 (平成28年度)
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8 (平成27年)	87.5 (令和元年8月31日現在)
	父子世帯	88.1 (平成27年)	88.3 (令和元年8月31日現在)
ひとり親家庭の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	44.4 (平成27年)	43.2 (令和元年8月31日現在)
	父子世帯	69.4 (平成27年)	57.1 (令和元年8月31日現在)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	42.9 (平成28年度)	42.6 (令和元年8月31日現在)
	父子世帯	20.8 (平成28年度)	20.8 (令和元年8月31日現在)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合	母子世帯	69.8 (平成28年度)	79.8 (令和元年8月31日現在)
	父子世帯	90.2 (平成28年度)	93.5 (令和元年8月31日現在)

資料：郡山市生活支援課
郡山市総合教育支援センター
郡山市ひとり親世帯等意向調査
文部科学省 就学援助実施状況等調査

重点施策（１）教育の支援

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育環境を確保し、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境をよりよいものにするため、2019（令和元）年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施します。

また、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するために、学習機会の提供や、相談対応、地域の居場所づくりなどを推進します。

さらに、生活困窮世帯の子どもの対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行います。

重点施策（２）生活の支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために、健康診査の場や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児とその保護者の心身の状況及び養育環境の把握、子育て世代包括支援センターやこども家庭相談センター等での子育てに関する相談支援を行います。

また、ひとり親世帯については、ファイナンシャルプランナー等の専門家による家計管理等に関する相談を受けるなど、生活改善に向けた支援を実施します。

あわせて、就労を希望する生活困窮世帯やひとり親世帯の保護者のニーズに対応するため、保育所等及び放課後児童クラブの整備を着実に進め、待機児童の解消を図ります。

さらに、しつけや教育など、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けて、生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行う「子ども食堂」を含めた「子どもの居場所」の運営等を支援します。

重点施策（３）保護者の就労の支援

働いているひとり親家庭の保護者が、育児休業や子どもの看護休暇など、仕事と両立して安心して子どもを育てられる労働環境の整備を図ります。

また、マザーズハローワーク等と連携し、ひとり親を含む子育てをしている女性等に対するきめ細やかな就職支援を実施します。

また、ひとり親家庭の保護者の就労支援のための職業訓練や、就職に有利になる資格の取得、能力開発の取組を促進するとともに、ひとり親家庭の保護者が非正規雇用労働を掛け持ちしているケースが多いことに鑑み、正規雇用への転換について各種関係団体へ働きかけ、今後の生活の安定を図ります。

重点施策（４）経済的支援

ひとり親家庭を含めた生活に困難を抱える家庭に対し、就学援助などの公的な各種支援についての情報を積極的に提供し、安定的な生活を送れるよう支援します。

また、ひとり親家庭の重要な収入源となる「養育費」の確保に向けての相談支援や情報提供など、養育費の支払いについて普及・啓発を行います。



第5章 本市の数値目標等

1 計画期間内における児童の推計人口について

子ども・子育て支援法においては、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」と「確保方策」を設定することとされています。

本市では、これらの基礎データとするため、計画期間内の子どもの推計人口を算出しました。

量の見込みとは…

今後、本市において見込まれる各子育て支援サービスの需要量です。

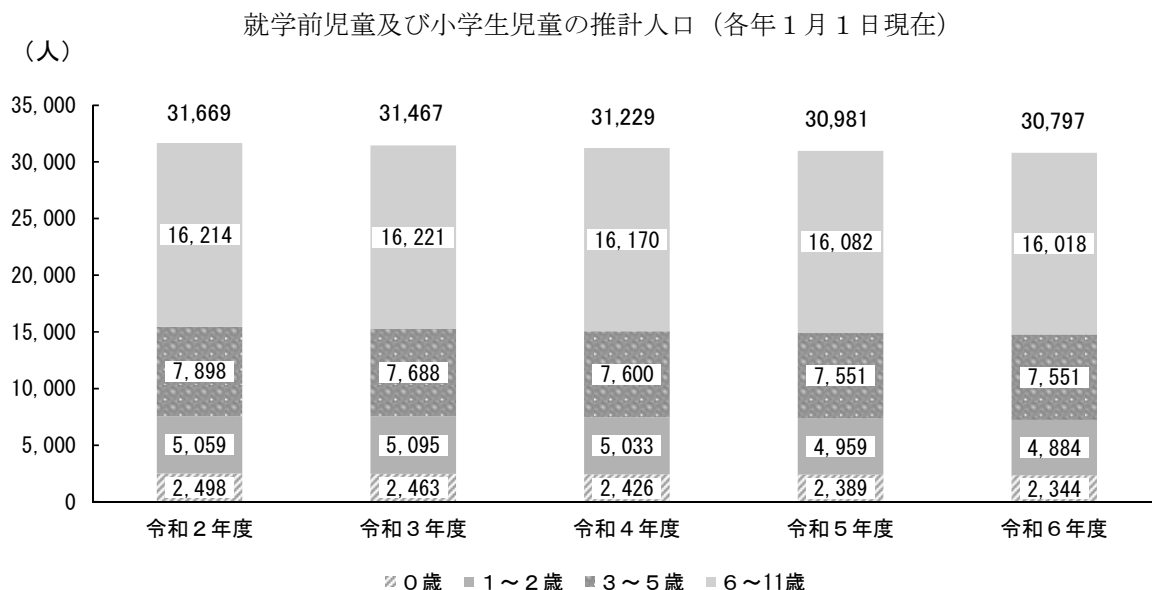
就学前児童や小学生の保護者を対象に平成 30 年度に実施した市民ニーズ調査「子育てしやすい環境づくりアンケート」ニーズ調査の結果や直近の実績値等を参考として算出しています。

確保方策とは…

「量の見込み」を満たすために、計画期間内において、市等が提供する各子育て支援サービスの供給量です。

【推計人口の算出方法】

2014（平成 26）年度から 2018（平成 30）年度までの各年 1 月 1 日現在の住民基本台帳上の人口をもとに、コーホート変化率法※8により算出。



※8 コーホート変化率法…過去の年齢層ごとの人口の変化率が今後も続くものとして、将来の人口の変化を推計する方法

2 教育・保育提供区域について

教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、子どもや保護者が居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じて設定します。

（１）教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第 61 条及び同法に基づく基本指針において、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して設定することとしています。

また、子ども・子育て支援法において、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策は、教育・保育提供区域ごとに記載することとなっています。

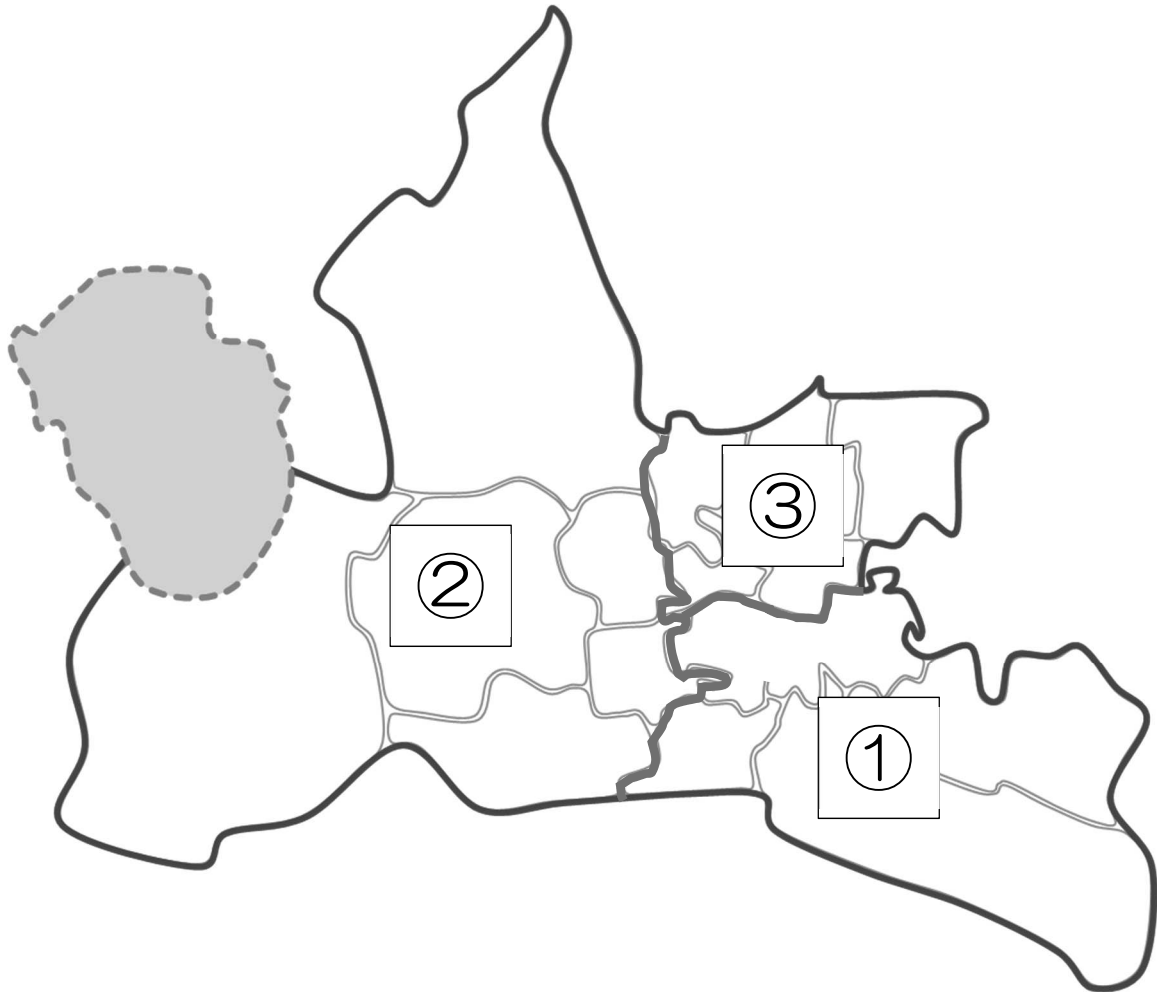
（２）本市における教育・保育提供区域の考え方

本市では、教育・保育提供区域の設定にあたり以下の４点をポイントとして、次のとおり設定します。

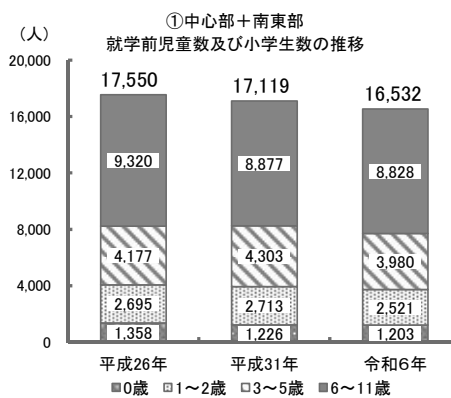
- 1 利用者及び事業者にとってわかりやすい区域設定
- 2 現在の保育需要の増大に対して、できる限り柔軟に対応できるような区域設定
- 3 居住エリア以外（通勤途上等）での利用ニーズにも柔軟に対応できるような区域設定
- 4 利用者の各施設・事業に対する多様なニーズへ対応できるような区域設定

なお、利用者は、居住区域に関わらずどの区域の教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を利用することができます。

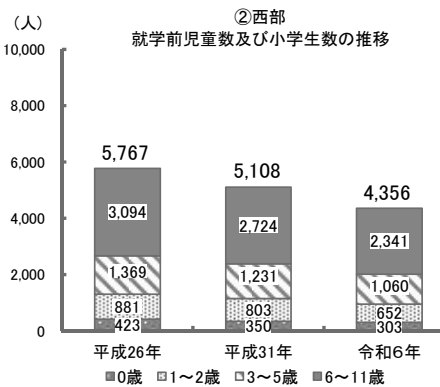
【設定区域】



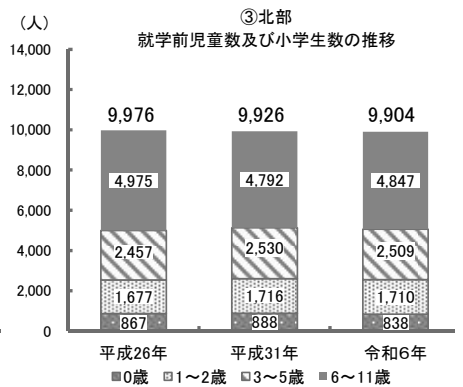
① 中心部＋南東部 市中心部、安積地区、 田村地区、中田地区



②西部 大槻地区、三穂田地区、 逢瀬地区、片平地区、 湖南地区、熱海地区



③北部 富田地区、喜久田地区、 日和田地区、富久山地区、 西田地区



(3) 各事業等ごとの区域設定

教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なることから、子どもの認定区分ごと又は事業ごとに区域を設定します。

【 事業等ごとの提供区域 】

区分	事業	区域
教育・保育の量	教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）	3 区域
	地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業など）	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	3 区域
	延長保育事業	3 区域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域
	放課後児童健全育成事業	市全域
	子育て短期支援事業	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	養育支援訪問事業	市全域
	地域子育て支援拠点事業	3 区域
	一時預かり事業	3 区域
	病児保育事業	3 区域
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	市全域
	妊婦健康診査事業	市全域

3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

本市では、教育・保育提供区域ごとに、5年間の計画期間における教育・保育の支給認定区分に応じた量の見込みと確保方策を以下のとおり定めます。

教育・保育の支給認定とは…

教育・保育施設等を利用するために受ける認定のことで、希望する施設や子どもの年齢等に応じて3つの区分に分かれています。

【1号認定】

満3歳以上で、保育の必要がなく、幼稚園もしくは認定こども園において幼児教育のみの利用を希望する子ども。

【2号認定】

満3歳以上で、保育を必要とする子ども。

この中でも幼稚園もしくは認定こども園において幼児教育を利用する子どもと、保育所もしくは認定こども園において保育を利用する子どもに分かれます。

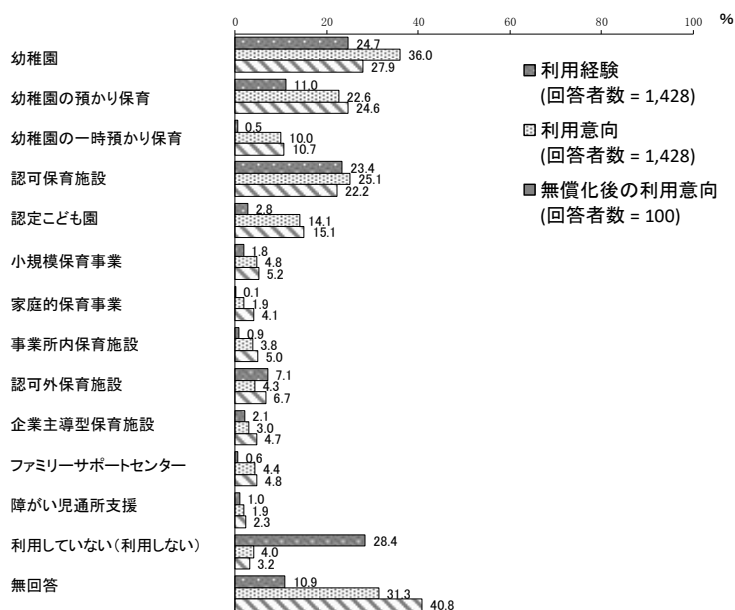
【3号認定】

満3歳未満で、保育を必要とする子ども。

【量の見込みの考え方】

ニーズ調査における世帯の就労状況による保育の必要性や、「保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

就学前児童の保護者の平日の定期的な教育・保育時用の利用状況、利用希望



資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成30年）

【 確保方策の考え方 】

1号認定者及び2号認定の幼稚園利用希望者については、十分な供給体制にあることから、これ以外の2号認定者及び3号認定者については待機児童の解消に向け、計画期間内に、北部の保育施設の整備や幼児教育・保育を担う人材の確保に努め、供給量の確保を図ります。

(1) 1号認定の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み…①	2,729	2,656	2,626	2,609	2,609
中心部＋南東部	1,442	1,393	1,363	1,362	1,376
西部	413	400	386	371	366
北部	874	863	877	876	867
確保方策…②	2,750	2,670	2,640	2,630	2,620
中心部＋南東部	1,450	1,400	1,370	1,370	1,380
西部	420	400	390	380	370
北部	880	870	880	880	870
過不足 (②－①)	21	14	14	21	11
中心部＋南東部	8	7	7	8	4
西部	7	0	4	9	4
北部	6	7	3	4	3

(2) 2号認定（教育利用）量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み…①	2,264	2,204	2,178	2,164	2,164
中心部＋南東部	1,196	1,156	1,130	1,129	1,141
西部	343	332	320	308	304
北部	725	716	728	727	719
確保方策…②	2,280	2,220	2,180	2,170	2,180
中心部＋南東部	1,200	1,160	1,130	1,130	1,150
西部	350	340	320	310	310
北部	730	720	730	730	720
過不足 (②－①)	16	16	2	6	16
中心部＋南東部	4	4	0	1	9
西部	7	8	0	2	6
北部	5	4	2	3	1

(3) 2号認定（保育利用）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み…①	2,906	2,828	2,796	2,778	2,778
中心部＋南東部	1,535	1,483	1,451	1,450	1,465
西部	440	426	411	395	390
北部	931	919	934	933	923
確保方策…②	2,766	2,936	2,936	2,936	2,936
中心部＋南東部	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
西部	482	482	482	482	482
北部	724	894	894	894	894
過不足(②－①)	▲140	108	140	158	158
中心部＋南東部	25	77	109	110	95
西部	42	56	71	87	92
北部	▲207	▲25	▲40	▲39	▲29

(4) 3号認定（0歳）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み…①	444	438	431	425	417
中心部＋南東部	227	224	221	218	214
西部	62	60	58	56	54
北部	155	154	152	151	149
確保方策…②	502	538	538	538	538
中心部＋南東部	304	304	304	304	304
西部	81	81	81	81	81
北部	117	153	153	153	153
過不足(②－①)	58	100	107	113	121
中心部＋南東部	77	80	83	86	90
西部	19	21	23	25	27
北部	▲38	▲1	1	2	4

(5) 3号認定(1・2歳)の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み…①	2,074	2,089	2,064	2,033	2,003
中心部＋南東部	1,052	1,076	1,064	1,049	1,035
西部	296	294	285	276	267
北部	726	719	715	708	701
確保方策…②	1,979	2,130	2,130	2,130	2,130
中心部＋南東部	1,208	1,208	1,208	1,208	1,208
西部	281	281	281	281	281
北部	490	641	641	641	641
過不足(②－①)	▲95	41	66	97	127
中心部＋南東部	156	132	144	159	173
西部	▲15	▲13	▲4	5	14
北部	▲236	▲78	▲74	▲67	▲60

【 今後の方向性 】

長期的な少子化の影響や女性の社会進出の動向を踏まえながら、待機児童の解消に向け、認可保育所の整備や幼稚園から認定こども園への移行を促進し、多様な教育・保育ニーズに対応するための受入枠を確保します。

なお、供給過剰となった区域においては、公立保育所の役割を勘案しながら、その供給量について検討します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業・・・・・・・・

【事業概要】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

また、母子保健型では、コーディネーター（助産師）や保健師が、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。

【量の見込みの考え方】

基本型・特定型については、ニコニコこども館、東部・南部・北部・西部の各地域子育て支援センター、計5か所において、母子保健型については、ニコニコこども館、安積行政センター、片平行政センター、富久山行政センターの計4か所において実施します。

【確保方策の考え方】

身近な場所で相談できる利点を広く市民に周知するとともに、現状の設置数を維持し、事業を実施します。

<基本型^{※9}・特定型^{※10}>

(単位：施設)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み・・・①	5	5	5	5	5
中心部＋南東部	3	3	3	3	3
西部	1	1	1	1	1
北部	1	1	1	1	1
確保方策・・・②	5	5	5	5	5
中心部＋南東部	3	3	3	3	3
西部	1	1	1	1	1
北部	1	1	1	1	1
過不足(②－①)	0	0	0	0	0
中心部＋南東部	0	0	0	0	0
西部	0	0	0	0	0
北部	0	0	0	0	0

<母子保健型^{※11}>

(単位：施設)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み…①	4	4	4	4	4
中心部＋南東部	2	2	2	2	2
西部	1	1	1	1	1
北部	1	1	1	1	1
確保方策…②	4	4	4	4	4
中心部＋南東部	2	2	2	2	2
西部	1	1	1	1	1
北部	1	1	1	1	1
過不足(②―①)	0	0	0	0	0
中心部＋南東部	0	0	0	0	0
西部	0	0	0	0	0
北部	0	0	0	0	0

※9 基本型…子育てに関する相談や子育て支援に関する情報の収集・提供をする「利用者支援」と、地域の関係機関との連携調整等を行う「地域連携」を実施する形態

※10 特定型…市町村の窓口で子育て家庭から保育サービスに関する相談に応じ、情報提供や各種保育サービスの利用に向けての支援を行う形態

※11 母子保健型…保健師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、継続的に支援する形態

【 今後の方向性 】

基本型・特定型については、現在の設置数を維持し、継続的に事業を実施します。

また、これらの拠点における支援のほか、こども育成課内に保育サービスに関する相談に特化した「保育コンシェルジュ」を設置し、保護者が適切な保育サービスを選択できるよう情報提供・支援を行います。

母子保健型については「子育て世代包括支援センター」(通称「ニコニコサポート」)の周知と共に身近な場所で相談できる利点を生かし、妊娠・出産・子育て期において切れ目のない支援を展開します。

(2) 延長保育事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 事業概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【 量の見込みの考え方 】

ニーズ調査において、共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭で、認可保育所等を「18時30分以降」まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出します。

【 確保方策の考え方 】

既存の認可保育所で実施するほか、今後整備する保育所等においても実施します。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み…①	1,728	1,709	1,695	1,685	1,675
中心部＋南東部	822	813	800	796	795
西部	148	145	140	136	133
北部	758	751	755	753	747
確保方策…②	1,740	1,730	1,700	1,700	1,690
中心部＋南東部	830	820	800	800	800
西部	150	150	140	140	140
北部	760	760	760	760	750
過不足(②－①)	1,740	1,730	1,700	1,700	1,690
中心部＋南東部	830	820	800	800	800
西部	150	150	140	140	140
北部	760	760	760	760	750

【 今後の方向性 】

保護者のニーズを注視しながら、適切に受入枠を確保していきます。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等を利用する保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用についての一部又は全額及び子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する保護者が支払うべき給食費のうち、副食費相当分を助成する事業です。

【量の見込みの考え方】

特定教育・保育施設等を利用する保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入等に要する費用を助成する対象者については、生活保護の受給を受けている特定教育・保育施設の入所児童数の実績により算出します。

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する保護者が支払うべき給食費のうち、副食費相当分を助成する対象者については、年収 360 万円未満世帯の園児の実績により算出します。

【確保方策の考え方】

量の見込みに対応するよう助成します。

＜日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入等＞ (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み…①	20	20	20	20	20
確保方策…②	20	20	20	20	20
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

＜新制度に移行していない幼稚園の副食費相当分＞ (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み…①	1,528	1,487	1,470	1,461	1,461
確保方策…②	1,528	1,487	1,470	1,461	1,461
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

子どもの貧困対策の一環として対象者を確実に把握し実施します。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

幼稚園・保育所等への民間事業者の参入に対する相談支援等を実施することで、多様な事業者による特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市においては、専門家による支援チームを新規参入事業者へ派遣し、支援します。

【量の見込みの考え方】

2号認定及び3号認定の量の見込みに対応する新規保育施設数とします。

【確保方策の考え方】

量の見込みに対応するよう支援します。

(単位：施設)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み…①	3	7	0	0	0
確保方策…②	3	7	0	0	0
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

新規参入事業者への支援を行うことで、多様な事業者による保育所等の設置を促すとともに、円滑な保育所等の運営及び保育の質の向上を図ります。

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

令和元年度の入会児童数に待機児童数を加えた人数を令和元年度のニーズ量とし、学年ごとに算出したニーズ割合を令和2年度以降の推計児童数に乗じて算出します。

【 確保方策の考え方 】

待機児童が存在する放課後児童クラブについて、量の見込みに対応できるよう整備を進めます。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み…①	3,117	3,139	3,135	3,099	3,036
低学年	2,534	2,574	2,551	2,515	2,447
1年生	978	988	966	942	911
2年生	847	834	844	824	804
3年生	709	752	741	749	732
高学年	583	565	584	584	589
4年生	407	391	415	409	413
5年生	139	137	132	140	138
6年生	37	37	37	35	38
確保方策…②	3,030	3,140	3,140	3,140	3,140
	(290)	(290)	(290)	(290)	(290)
過不足 (②－①)	▲87	1	5	41	104

※()内の数値は、子どもの放課後の居場所である「放課後地域子ども教室」において受け入れる児童数です。
本市では、放課後児童クラブと一体的に整備を進めます。

【 今後の方向性 】

令和3年度末の待機児童ゼロを目途に、各小学校の余裕教室や、学校敷地内の空きスペース、近隣の公共施設等の活用も含めた施設整備を進めます。

(6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)

【 事業概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、食事の提供など必要な生活の支援を行う事業です。

【 量の見込みの考え方 】

平成30年度に県中児童相談所が一時保護した人数を参考に最大利用日数の7日間を乗じて算出します。

【 確保方策の考え方 】

量の見込みに対応できる支援体制を確保します。

(単位：延べ人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み・・・①	175	175	175	175	175
確保方策・・・②	175	175	175	175	175
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

事業の周知や施設における利用者枠の確保により、利用しやすい体制を整えます。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

【 事業概要 】

保健師・助産師・看護師が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、養育環境の把握、育児に関する不安や悩みの聴収、子育て支援に関する情報提供を行います。

【 量の見込みの考え方 】

0歳児の推計児童数に、平成29年度、平成30年度の直近2年間の平均訪問率(93%)を乗じて算出します。

【 確保方策の考え方 】

保健師・助産師・看護師の訪問を適切に行うことにより、訪問率の向上に努めます。

(単位：延べ人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み・・・①	2,323	2,291	2,256	2,222	2,180
確保方策・・・②	2,323	2,310	2,295	2,277	2,250
過不足 (②－①)	0	19	39	55	70

【 今後の方向性 】

訪問を通して安心して子育てできるよう不安や悩みを聴き、子育てに関する情報提供を行うとともに、訪問実施率の向上に努めます。

(8) 養育支援訪問事業

【 事業概要 】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援や子どもの養育に関する指導・助言を行い、保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアをすることで、家庭における適切な養育の支援を行います。

【 量の見込みの考え方 】

平成 30 年度の訪問件数実績と、令和元年度の訪問見込み数を勘案し算出します。

【 確保方策の考え方 】

利用者の申込みに対し適切に対応できる体制を確保します。

(単位：件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み・・・①	230	230	230	230	230
確保方策・・・②	230	230	230	230	230
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

虐待リスクを早期に解消するためにも、妊娠期から乳幼児期までの早い段階での家庭訪問による養育支援訪問を継続して実施します。

(9) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言及びその他の援助を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

今後の利用見込みに各年度の推計児童数を乗じて算出します。

【確保方策の考え方】

ニコニコこども館、東部・南部・北部・西部の各地域子育て支援センター、計5か所において事業を実施し量の見込みに対応する利用体制を確保します。

(単位：延べ人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み・・・①	132,543	132,864	131,241	129,448	127,531
中心部＋南東部	71,077	71,942	71,169	70,268	69,274
西部	20,797	20,545	19,925	19,324	18,723
北部	40,669	40,377	40,147	39,856	39,534
確保方策・・・②	5	5	5	5	5
中心部＋南東部	3	3	3	3	3
西部	1	1	1	1	1
北部	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

気軽に育児相談や親同士の交流ができる場へのニーズが高いことから、子育ての悩みの解消や家庭内での養育力の向上を推進するため、今後も継続して事業を実施していきます。

(10) 一時預かり事業

【事業概要】

社会参加等により一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援として、主として昼間に、保育所や認定こども園、幼稚園等において、子どもを一時的に預かる事業です。

【 量の見込みの考え方 】

これまでの利用実績とニーズ調査による利用意向を勘案し算出します。

【 確保方策の考え方 】

民間活力の活用などにより、量の見込みに対応する定員を確保します。

(単位：延べ人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み・・・①	289,464	286,008	282,889	280,367	278,686
中心部＋南東部	169,084	165,626	161,407	160,136	160,543
西部	6,378	6,257	6,014	5,743	5,626
北部	114,002	114,125	115,468	114,488	112,517
確保方策・・・②	289,480	286,020	282,900	280,380	278,700
中心部＋南東部	169,090	165,630	161,410	160,140	160,550
西部	6,380	6,260	6,020	5,750	5,630
北部	114,010	114,130	115,470	114,490	112,520
過不足(②－①)	16	12	11	13	14
中心部＋南東部	6	4	3	4	7
西部	2	3	6	7	4
北部	8	5	2	2	3

【 今後の方向性 】

保育施設の整備による需要の減少や保育ニーズの変化等による利用者数の推移を注視しながら、民間活力の活用により、一時預かり事業へのニーズに対応するための受入枠を確保します。

(11) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 事業概要 】

保護者の就労等の理由により、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院等に付設された専用スペースにおいて、病気の子どもを一時的に保育する事業です。

【 量の見込みの考え方 】

これまでの利用実績とニーズ調査による利用意向を勘案し算出します。

【 確保方策の考え方 】

民間活力の活用などにより、量の見込みに対応する定員を確保します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み・・・①	3,991	3,944	3,901	3,866	3,843
中心部＋南東部	2,326	2,301	2,270	2,255	2,248
西部	475	463	448	433	423
北部	1,190	1,180	1,183	1,178	1,172
確保方策・・・②	4,000	3,960	3,910	3,880	3,860
中心部＋南東部	2,330	2,310	2,270	2,260	2,250
西部	480	470	450	440	430
北部	1,190	1,180	1,190	1,180	1,180
過不足（②－①）	9	16	9	14	17
中心部＋南東部	4	9	0	5	2
西部	5	7	2	7	7
北部	0	0	7	2	8

【 今後の方向性 】

保育施設の整備による需要の変化を注視しながら、民間活力の活用により、病児保育事業へのニーズに対応するための受入枠を確保します。

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【 事業概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（おねがい会員）と当該援助を行うことを希望する方（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 量の見込みの考え方 】

今後の利用見込みに各年度の推計児童数の増加率を乗じて算出します。

【 確保方策の考え方 】

量の見込みに対応する援助を行います。

(単位：延べ人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み…①	3,269	3,246	3,224	3,198	3,178
確保方策…②	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
過不足(②-①)	31	54	76	102	122

【 今後の方向性 】

事業の周知や「まかせて会員」の確保により、更に利用しやすい体制を整えます。

(13) 妊婦健康診査事業

【 事業概要 】

医療機関・助産所において妊婦の健康診査を行うことで、母体や胎児の疾病の早期発見、早期治療を推進し、健康の保持増進を図る事業です。

また、妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて15回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【 量の見込みの考え方 】

0歳の推計児童数に、直近3年間の平均受診回数(12回)を乗じて算出します。

【 確保方策の考え方 】

量の見込みに対応する受診機会を確保します。

(単位：延べ件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み…①	29,976	29,556	29,112	28,668	28,128
確保方策…②	29,976	29,556	29,112	28,668	28,128
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

早期の妊娠届出を推進することで、妊婦健康診査の受診を勧奨し、妊婦及び胎児の健康の保持増進を図ります。

A decorative graphic consisting of several overlapping circles in various shades of gray, with the text '第6章' positioned inside the largest circle.

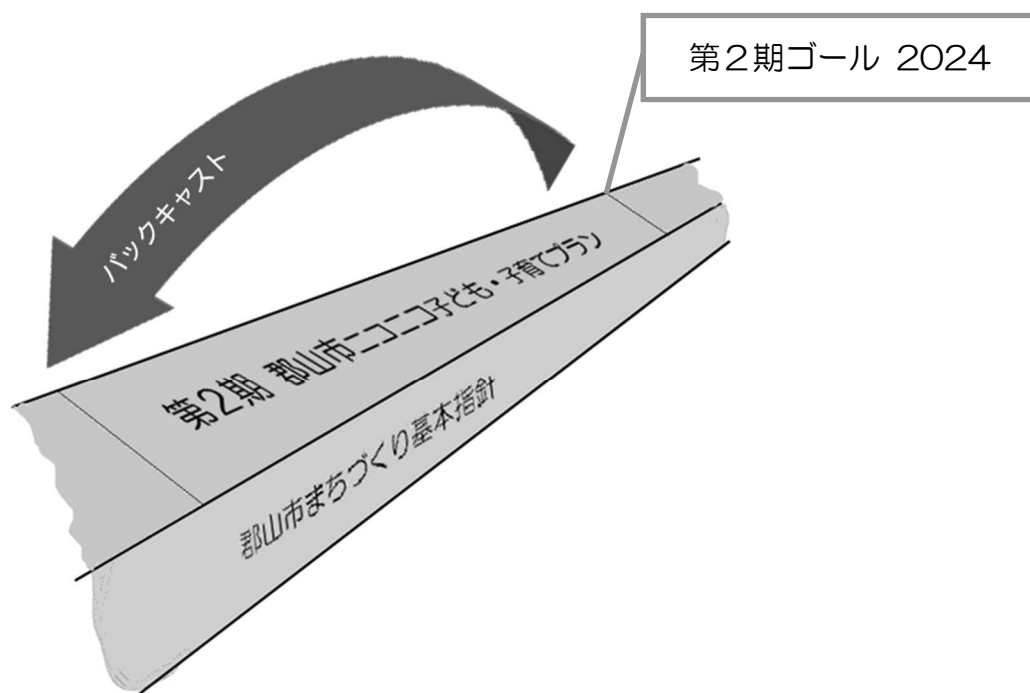
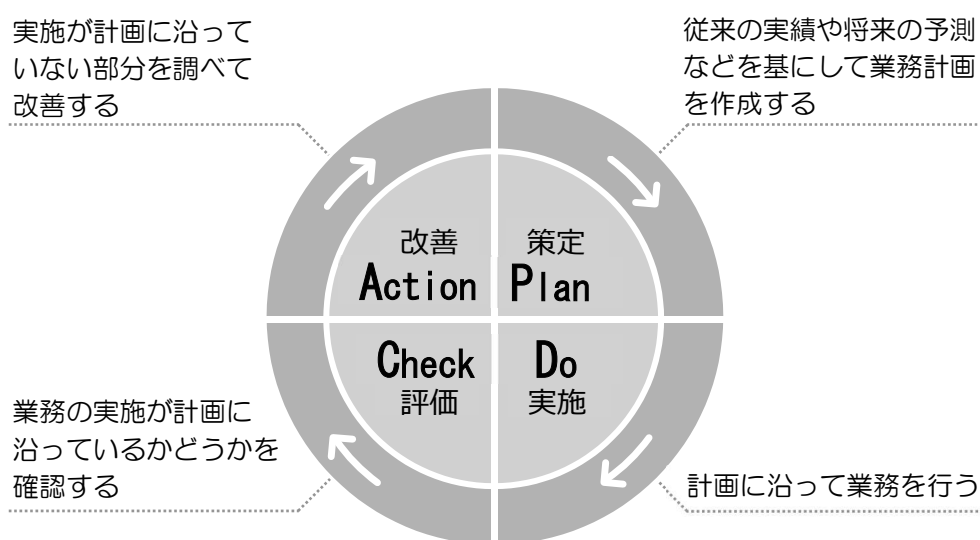
第6章 計画の推進

1 計画の進捗管理・評価方法

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、基本目標の達成状況を明確化するため、各種施策の効果が検証できる「アウトプット指標」を設定し年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進していきます。

また、本市では、PDCAサイクルにバックキャストの視点を盛り込むことで、より効果的な施策の検証を行います。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「郡山市子ども子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。



2 関係機関との連携強化

(1) 庁内各部署の連携強化・・・・・・・・

本計画は、子ども関連施策のほか、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっています。そのため、こども部を中心に各部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や市民との連携・・・・・・・・

計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と各種団体、地域住民との連携を図ります。